

法科大学院認証評価

自己評価書

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

平成 20 年 6 月

同志社大学

目 次

I	対象法科大学院の現況及び特徴	1
II	目的	2
III	章ごとの自己評価	
第1章	教育目的	3
第2章	教育内容	9
第3章	教育方法	18
第4章	成績評価及び修了認定	26
第5章	教育内容等の改善措置	39
第6章	入学者選抜等	46
第7章	学生の支援体制	57
第8章	教員組織	72
第9章	管理運営等	82
第10章	施設、設備及び図書館等	96

I 対象法科大学院の現況及び特徴

1 現況

(1) 法科大学院（研究科・専攻）名

同志社大学大学院司法研究科法務専攻

(2) 所在地

京都府京都市

(3) 学生数及び教員数（平成 20 年 5 月 1 日現在）

学生数 355 人

教員数 37 人（うち実務家教員 9 人）

2 特徴

(1) 同志社大学の設立とその教育理念

同志社大学（以下、適宜「本学」という。）の前身である同志社英学校は、1875（明治 8）年 11 月 29 日に新島襄によって設立された。そして、1891（明治 24）年に本学法学部の前身である政法学校が開校した。同志社英学校は、1920（大正 9）年に大学令により同志社大学となり、法学部が設けられ、1948（昭和 23）年に至り、それまでの同志社大学は、新制の同志社大学として発足し、ここに、本学の法学部が開設された。

本学の教育理念は、まず第 1 に、「良心教育」である。新島襄は、「良心の全身に充满したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心教育とは、良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物を育成することである。

第 2 に、「国際性」である。本学の創立者新島襄は、1864 年（元治元年）にアメリカに渡り、西欧の文化・教育と出会い、国際交流の重要性を深く心に留めて帰国した。それ以来、同志社大学は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。

第 3 に、「高度の専門性」である。本学は、大学院各専攻の専門分野の充実を図り、高度な専門的知識を持つ職業人を育成し、社会に開かれた大学院として文化と産業の発展に寄与してきた。

本学法学部では、以上の教育理念に沿った法学教育が行われてきた。本学は、130 余年にわたる歴史の中で、多くの有能な人材を世に送り出してきた。この間、とりわけ近時は、裁判官、検察官、弁護士、その他の法律専門職として活躍する卒業生が多く育っている。

(2) 本研究科の開設

司法制度改革審議会の意見書によると、21 世紀の司法を担う法曹は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加えて、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等が求められることになる。

以上のような 21 世紀に求められる法曹像に思いをいたすとき、本学の教育理念との宿命的な共通性を感じないわけにはいかない。

そこで、21 世紀に求められる理想の法曹を養成するため、法科大学院制度の発足に伴い、2004 年 4 月 1 日に「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」を教育理念として、入学定員 150 人（法学未修者 50 人、法学既修者 100 人を目安とする。）の本学大学院司法研究科（以下、「本研究科」という。）が開設された。

本研究科の教育理念の下で育成された卒業生は、21 世紀に求められる法曹像の基本的資質を備えた者になると確信しており、「良心を手腕に運用する法曹」として、わが國のみならず世界で、独立の気概及びヒューマニティあふれる活躍をすることが期待されている。本研究科から、司法制度改革審議会が掲げる、これからの中の法曹に対するメッセージである「国民生活上の医師」という精神を体現する法曹が多く育つことを切望するものである。

(3) カリキュラムの特徴

本研究科では、司法制度改革審議会の意見書で述べられたような人材を育成するため、民事・刑事・行政にわたる司法分野において、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力に基づいて、市井にあって社会的正義の実現に寄与したい者、ビジネス取引等の企業法務に従事したい者、国際社会に雄飛し涉外法務の分野で活躍したい者など多種・多様なニーズに対応できるようカリキュラムを編成し、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という本研究科の教育理念に適った専門能力を修得できるよう配慮している。

また、法律基本科目に加え、専門性の高い能力を養成するための展開・先端科目 I、展開・先端科目 II、外国法科目、基礎法・隣接科目及び実務関連科目等の特色のある科目を設置し、履修条件等を設定することなどにより、体系的、段階的なカリキュラムとなるよう配慮している。

II 目的

1 司法制度改革審議会の意見書と本研究科人材養成指針

司法制度改革審議会の意見書によると、21世紀の司法を担う法曹に求められている資質は、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等である。以上の意見書の内容は、本研究科の教育理念である「良心教育」、「国際性のある教育」、「高度の専門性教育」とよく合致している。

そこで、本研究科は、意見書の内容及び本研究科の教育理念を踏まえ、「豊かな人間性と感受性および人権感覚を兼ね備え、良心にもとづいて法を運用するプロフェショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応えてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見および国際的視野と判断力の涵養に努める。」ことを人材養成指針として定めた。

以上の教育理念に従い、本研究科は、専門分野の高度な知見及び国際的視野と判断力に基づいて、市井にあって社会的正義の実現に寄与したい者、ビジネス取引等の企業法務に従事したい者、国際社会に雄飛し涉外法務の分野で活躍したい者など多種・多様なニーズに対応できるような法曹を養成することを教育目的とするものである。

2 「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」

本研究科の教育理念について述べると、以下のようになる。

第1に、私学・同志社の教育理念たる「良心教育」である。本学の創立者新島襄は、「良心の全身に充满したる丈夫（ますらお）」の輩出することを願って同志社を設立した。良心を手腕とする自治自立の人民、すなわち権威に屈しない先導的・創造的人物及び倫理性を十分に備えた人物の育成は、まさに本学の建学の理念であるが、これは法曹という存在の最も基本的なあり方に通じるものであり（憲法第76条第3項、弁護士法第1条・第2条、検察官法第4条参照）、私学・同志社出身の法曹の抛つて立つところである。

第2に、「国際性」である。新島襄は、1864年（元治元年）にアメリカに渡り、西欧の文化・教育と出会い、国際交流の重要性を深く心に留めて帰国した。それ以来、同志社は、今日に至るまで国際主義を教育理念の一つとして実践してきた。グローバル化した今日の社会にあって、法曹が活動すべき舞台も国際的なものになっている。こうした舞台で、これから法曹が、諸外国の法曹に伍していくなければならないことを踏まえ、国際性を教育理念の一つに掲げるものである。

第3に、「高度の専門性」である。社会の複雑化に伴い、法曹というプロフェショナルに高度の専門性が求められることは必定である。高度の専門性を教育理念の一つに掲げ、法的紛争を迅速、適確に解決しうる人材を育成し、社会の要請に応えていきたいと考えている。

3 養成する法曹

本研究科の教育理念の下で養成された修了生は、新島襄のいう「良心を手腕に運用する」法曹として、わが國のみならず世界で、独立の気概及びヒューマニティを持って活躍することが期待される。このような法曹の養成は、司法制度改革審議会が掲げる「国民生活上の医師」という人材を育成することにつながるものである。

本研究科は、全国から法曹を目指す志の高い人材を募り、わが國のみならず世界に飛翔する修了生を育成したいと考えている。本研究科の修了生は、企業法務や涉外法務の分野等で活躍するだけではなく、法曹過疎地において良質な法的サービスを提供し、ボーダレス社会において外国人の権利擁護に寄与する有為の人材となろう。本研究科において真摯に学んだ者は、21世紀社会が求める人格・教養・学識を備えた法曹になりうるはずである。

III 章ごとの自己評価

第1章 教育目的

1 基準ごとの分析

1-1 教育目的

基準1-1-1 各法科大学院においては、その創意をもって、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力並びに法律実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が体系的に実施され、その上で厳格な成績評価及び修了認定が行われていること。

(基準1-1-1に係る状況)

1 教育目的と体系的カリキュラム

司法制度改革審議会の意見書にあるように、21世紀の司法を担う法曹に求められているのは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力等である。本研究科は、以上のような21世紀が求める理想の法曹を養成するため設置されたものである。

本研究科では、上記のような人材を育成するため、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」を教育理念として、学生の多種・多様なニーズに対応できるようなカリキュラムを編成している。

法律基本科目に加え、専門性の高い能力を養成するための展開・先端科目Ⅰ、展開・先端科目Ⅱ、外国法科目、基礎法・隣接科目及び実務関連科目等の特色のある科目を設置し、履修条件等を設定することなどにより、体系的、段階的なカリキュラムとなるよう配慮している。《別紙様式1：開講授業科目一覧 参照》《2008 法科大学院シラバス・履修の手引1～149頁 参照》《別添資料1：パンフレット6～9頁 参照》《別添資料2：2008 大学院履修要項 278～289頁 参照》《別添資料8：2009年度 入学試験要項表紙裏 参照》《別添資料9：同志社大学法科大学院ウェブサイト<同志社大学法科大学院の特色>[http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/policy.html] 参照》《別添資料10：同志社大学法科大学院ウェブサイト<カリキュラム概要（2007年度以降）>[http://law-school.doshisha.ac.jp/03_curriculum_new/outline.html] 参照》

2 国際性

本研究科では、教育理念の一つである国際性に富む法曹を養成するため、開設当初から外国法科目を充実させるとともに、2004年度の文部科学省の「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」（2006年度から「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」に名称変更）として採択された「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」プロジェクトを通して、3年間にわたり、国際法務に関する教育プログラムの開発等に取り

組み、海外の研究者・実務家等と協力関係を深めるなど、国際化教育を展開してきた。

《別添資料 11：国際的視野と判断力をもつ法律家の養成 VOL. 2 参照》

また、海外法曹機関等でのインターンシップの実施や研修等も積極的に進め、アメリカのウィスコンシン大学ロースクールと単位互換協定を結ぶため、具体的な検討も進めている。

3 成績評価

成績評価の具体的な内容については、第4章で詳述するが、成績評価の基準等は、あらかじめ学生に対して公表している。成績評価は、小レポート、授業での発言、出席状況などの平常点と期末試験の成績に基づいてなされる。《2008 法科大学院シラバス・履修の手引 156 頁 参照》

2004年度からGPA制度を採用しているが、科目間あるいは教員間で、成績評価に不公平、不平等が生じないようガイドライン（第4章参照）を設け、それに基づいて成績評価を行っている。

期末試験の採点に際しては、採点の公平性を図るため、匿名性を確保し、成績評価について説明を希望する学生に対しては、採点質問と異議申立ての機会を設けている。

採点分布は、全学的に同志社大学ウェブサイトで公表している。また、多くの科目で、試験の講評と参考答案を学生に対して公表している。《別添資料 12：同志社大学ウェブサイト＜成績評価結果の公表＞検索例 [http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp] 参照》

4 修了認定

修了認定の要件は、3年間の在学と所定の履修方法による96単位の修得であり、各科目の成績評価を厳格に行っている。法学既修者の場合は、A群基礎科目（30単位）の履修が免除され、また、在学期間が1年短縮される。本研究科を修了した者には、「法務博士（専門職）」の学位が授与される。

基準 1－1－2

各法科大学院の教育の理念、目的が明確に示されており、その内容が基準 1－1－1 に適合していること。各法科大学院の養成しようとする法曹像に適った教育が実施され、成果を上げていること。

(基準 1－1－2 に係る状況)

1 本研究科の教育の理念、目的の明示

本研究科は、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」という三つの教育理念に基づいて、「豊かな人間性と感受性および人権感覚を兼ね備え、良心にもとづいて法を運用するプロフェショナル（法曹三者等）を養成する。そして、21世紀の社会の多様な要望に応えてスペシャリストとして活躍できるよう、専門分野の高度な知見および国際的視野と判断力の涵養に努める。」という人材養成指針を設けて教育の目的を明らかにしている。これらの教育目的は、本研究科のパンフレットやウェブサイト、大学院履修要項、大学院案内に掲載されている。また、入学試験合格者発表後、10月と翌年1月に行われる入学前ガイダンス及び入学後の新入生向けのガイダンスにおいても説明されている。《別添資料 1：パンフレット 4～5 頁 参照》《別添資料 2：2008 大学院履修要項 278 頁 参照》《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 表紙裏 参照》《別添資料 9：同志社大学法科大学院ウェブサイト<同志社大学法科大学院の特色> [http://law-school.doshisha.ac.jp/01_outline/policy.html] 概要 参照》《別添資料 13：同志社大学大学院案内 67～68 参照》

2 法曹像に適した教育

本研究科の教育課程は、第2章で詳述するが、本研究科の教育理念・目的及び「高度の専門性が求められる職業を担うための学識及び卓越した能力を培う」（同志社大学専門職大学院学則第1条）という専門職大学院の目的に沿って、法曹養成という明確なビジョンの下、専門職大学院設置基準の趣旨に従い、A 群から H 群までの各科目によって編成されている。

A 群（基礎科目）は、法学未修者を対象にした科目群であり、法律学の基礎的知識を修得させ、入学後1年で法学既修者として入学した者に相当する学力を持たせることを目的にして編成されている。

B 群（法曹基本科目）は、法曹としての実務的専門能力を養成するための科目群であり、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」、「公法実務の基礎」が設置されている。専任の実務家教員のほか、派遣裁判官、派遣検察官が科目担当者として配置されている。また、実務家として必要な高度の倫理性を身に付けさせるため、「法曹倫理」も設置されている。

C 群（基幹科目）の演習科目は、カリキュラム全体の中心に位置する科目群であり、高レベルの法解釈能力を養う教育を行う。また、実体法と手続法の相互関連性等や関連科目を一体的に理解させ、総合的な理解力・応用力を養成するため、演習に加えて総合演習が設置されている。

D群（展開・先端科目Ⅰ）は、必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けるための科目群であり、展開・先端科目のうち、労働法、経済法、知的財産法、国際関係法など、新司法試験の選択科目に対応する科目が集められている。

E群（展開・先端科目Ⅱ）は、必修の基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせるための科目群であり、実務に対応できる先端知識を学ばせ、法的紛争の解決能力を修得させる。多くの先端的法領域を網羅し、実務法曹としての高度の専門性を養成し、現代における法的紛争の多様化に応えるために必要な科目が配置されている。

F群（外国法科目）は、外国法制に精通した教員が、アメリカ法、イギリス法、EU法等を教授するための科目群であり、諸外国の実務家に伍していく技能を修得させる。外国法実地研修や海外インターンシップでは、外国法が適用される現場を訪ね、涉外法務を身をもって体験することができる。

G群（基礎法・隣接科目）は、実務法曹として必要な、実定法解釈の方法論、価値判断体系を身に付けるための科目群であり、「法理学」、「比較法文化論」、「法社会学」、「現代人権論」等の科目は、法学未修者も1年次から体系的に学修できるよう配置されている。

H群（実務関連科目）は、B群科目と連携して、実務に必要な専門的能力を養成する科目群であり、「模擬裁判」、「クリニック」、「エクスターンシップ」、「法律文書作成」が設置されている。これらの科目は、すべて実務家教員が中心となって担当する。「模擬裁判」では、ロールプレーによる裁判実務の体験的学习を試みている。「クリニック」では、相談者の真意をどのようにして引き出すか等の実務教育が、「法律文書作成」では、民事関係の具体的な事案を材料にして文書作成の技法の修得等の実務教育が行われている。「エクスターンシップ」では、学校法人同志社の諸学校の卒業生で構成されている同志社法曹会、京都弁護士会及び大阪弁護士会等と連携して弁護士事務所に学生を派遣し、実務能力の養成が行われている。《別添資料1：パンフレット6～8頁 参照》《別添資料2：2008大学院履修要項279～286頁 参照》

3 成果等

本研究科における修了状況は、資料1-1のとおりであり、所定の課程に基づいて、教育目的を達成している。《資料1-1, 1-2 参照》

2005年度には、91人の学生に「法務博士（専門職）」の学位が授与された。2004年に法学既修者として入学した者は、全入学者156人中95人であった。ちなみに、2006年の新司法試験には、88人が受験し、35人が合格した。合格率は約39.8%であった。このうち司法研修後、裁判官、検察官に各2人が任官し、それ以外は弁護士になった。2006年度には、132人に学位が授与された。2007年の新司法試験には、2005年度修了生を含め161人が受験し、57人が合格した。合格率は約35.4%であった。また、本研究科の特色の一つである「国際性」を生かし、弁護士希望の修了生の中で外資系法律事務所への就職を希望する者も少なくない。司法試験の合格率としては、必ずしも満足できる数字ではないが、法科大学院の理念を重視した本研究科の教育は、21世紀の法化社会において活躍できる人材の育成に寄与するものと考えている。【解釈指針1-1-2-1】

資料 1－1

修了生受験状況

修了年度	修了者数	修了直後の新司法試験の結果		
		出願者数	最終合格者数	出願者に対する合格率
2005 年度	91 人	89 人	35 人	39.3%
2006 年度	132 人	131 人	36 人	27.5%
2007 年度	145 人	140 人	—	—

(出典：研究科資料より作成)

資料 1－2

本学修了生の新司法試験の結果

実施年	出願者		受験者数	短答式試験の合格に必要な成績を得た者数	最終合格者数	受験者に対する合格率
	新修了生	既修了生				
2006 年	89 人	—	88 人	61 人	35 人	39.8%
2007 年	131 人	58 人	161 人	122 人	57 人	35.4%
2008 年	140 人	105 人	210 人	159 人	—	—

(出典：法務省ウェブサイト「法科大学院別合格者数」及び研究科資料より作成)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科は、21世紀の法化社会に対応できる法曹となりうるような人材を育成するため、学生の多種・多様なニーズに対応できるようなカリキュラムを編成し、本研究科の教育理念である「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」に裏打ちされた専門的能力を養えるよう配慮している。

(2) 本研究科は、教育理念の一つである「国際性」に富む法曹の養成に力を注いでいる。その1は、海外インターンシップである。これは、在学生及び修了生を研修生として受け入れる海外の法律事務所に派遣する制度であり、これまでに、オーストラリア、アメリカ、ドイツ等に派遣した実績がある。学生は、約2週間のプログラムを修了すると、帰国後作成する報告書に基づいて、単位（2単位）を付与される。その2は、外国法実地研修である。これは、アメリカ・グアム準州やヨーロッパにおける研修を通し、裁判見学や法律事務所への訪問等により生の法律実務に接する機会を提供する制度である。学生は、これらの研修に参加することにより、国際性を身に付け、将来の渉外弁護士としての活動への足掛りとすることができます。

(3) 本研究科の教育は、本学の目指す法曹像に適ったものになっている。A群からC群までの基礎・基幹科目で養った学力をさらに発展させ、高度の専門性を身に付けさせるための展開・先端科目が数多く設置され、実務での即戦力につながる能力開発を可能とするよう配慮されている。さらに、アメリカ人、ドイツ人、日本人の外国法に精通した教員によって、将来、外国の実務家と協働または対抗できる法技術を修得できるようにしている。これに加えて、確固たる法解釈の方法論やコモン・センスに基づく価値判断体系を身に付けることができるよう、法理学や法政策学のような基礎法・隣接科目も充実させている。

2 改善を要する点

(1) 法科大学院の学生の関心は、専ら司法試験の合格に向けられ、司法試験科目以外の科目の勉強を疎かにする傾向も見受けられる。この傾向の是正は、新司法試験制度のあり方に左右されるところも少なくないが、この傾向が助長されれば、本研究科の設置の理念・目的は色あせ、教育目標は形骸化するおそれがある。したがって、法科大学院の理念に従った学修に専念するよう指導したい。

(2) 「国際性」の観点から、本研究科がウィスコンシン大学ロースクールとの間で進めている単位互換制度の早期実現が必要である。

(3) 本研究科では、海外インターンシップ制度等を取り入れているが、過密なスケジュールでの勉学の過程であるため、より多くの学生が余裕をもって参加できるような環境作りが必要である。

第2章 教育内容

1 基準ごとの分析

2-1 教育内容

基準2-1-1

教育課程が、理論的教育と実務的教育の架橋に留意しつつ、法曹としての実務に必要な専門的な法知識、思考力、分析力、表現力等を修得させるとともに、豊かな人間性並びに法曹としての責任感及び倫理観を涵養するよう適切に編成されていること。

(基準2-1-1に係る状況)

1 教育課程

本研究科の授業科目は、A群からH群に分類される。各科目群の内容は、以下のとおりである。【解釈指針2-1-1-1】《別紙様式1：開講授業科目一覧 参照》《別添資料1：パンフレット4～9頁 参照》《別添資料2：2008 大学院履修要項 278～289頁 参照》

A群：基礎科目（法学未修者を対象とする法律基本科目及び法学の基礎に関する科目）

B群：法曹基本科目（裁判実務の基礎及び法曹倫理に関する科目）

C群：基幹科目（法律基本科目に関する演習科目及び講義科目）

D群：展開・先端科目I（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、新司法試験の選択科目に関するもの）

E群：展開・先端科目II（法律基本科目以外の応用的先端的な法領域に関する科目のうち、新司法試験の選択科目となっていないもの）

F群：外国法科目（諸外国の法制度や法解釈に関する科目）

G群：基礎法・隣接科目（基礎法学及び法学に関連する分野の科目）

H群：実務関連科目（法曹としての技能や法律実務に関する科目）

2 特徴

いずれの科目も、双方向型ないし多方向型の授業が可能な少人数教育を基本とし、授業中の対話やレポートの作成・提出等の方法を用いてきめ細かい指導を行うことにより、基本的な法的知識の修得を図るとともに、法的思考力、分析力、表現力の養成を目指している。

また、法科大学院が法曹養成機関であることを踏まえ、本研究科の教育課程は、学部教育と異なり、理論と実務の架橋となる専門職教育を行うよう配慮されている。具体的には、第1に、法律基本科目が基礎知識の修得（A群）から応用力の養成（C群）へと学年次に応じて段階的に理論と実務の架橋となるよう配置されていること、第2に、法律実務基礎科目（B群、H群）はもとより、法律基本科目に関する演習科目の多く（C群）に実務家教員が携わっていること、第3に、法律基本科目において実務家教員と研究者教員の合同により複数の分野の融合問題を扱う「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」

が開設されていること、第4に、将来の法曹としてそれぞれの専門分野で高度な知見を身に付けさせるための展開・先端科目（D群、E群）が多数開設されていること、第5に、コース制を導入している（各自の進路に合わせて5つのコースの中から1コースを選択し、選択したコースの科目を6単位以上履修することを推奨している。）こと、などが挙げられる。これらの教育課程を経ることにより、司法試験及び司法修習に向けて必要とされる理論及び実務に関する知見と素養を十分に修得できると考えられる。【解釈指針2-1-1-1】

これに加えて、法曹としての責任感や倫理観を涵養するため「法曹倫理」を必修科目としていることはもとより、法解釈の基礎となる方法論や価値判断体系を学修させるとともに、現実に生じているさまざまな社会問題にも焦点を当てた基礎法・隣接科目（G群）や、諸外国の法制度を学ばせる外国法科目（F群）を多数開設し、履修させていている。また、年度ごとにテーマを設定してその時々の重要トピックを学修させる「応用ゼミ」をも設けることにより、豊かな人間性と幅広い教養を身に付けさせ、多角的な視点及び国際的な視野を有する法曹の養成を目指している。

以上のような教育課程は、良心を基礎として法を運用し、国際的視野と判断力を持ち、高度の専門性を有する法曹を養成するという本研究科の設立の理念に沿うものである。

基準 2－1－2

次の各号に掲げる授業科目が開設されていること。

(1) 法律基本科目

(憲法, 行政法, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。)

(2) 法律実務基礎科目

(法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。)

(3) 基礎法学・隣接科目

(基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。)

(4) 展開・先端科目

(応用的先端的な法領域に関する科目, その他の実定法に関する多様な分野の科目であって, 法律基本科目以外のものをいう。)

(基準 2－1－2 に係る状況)

本研究科は, 以下の授業科目を開設しており, 上記各号に掲げる授業科目を適切に開設している。《別紙様式 1 : 開講授業科目一覧 参照》《別添資料 2 : 2008 大学院履修要項 279~289 頁 参照》《2008 法科大学院シラバス・履修の手引 1~149 頁 参照》

1 法律基本科目

本研究科のカリキュラムにおいて法律基本科目に当たるのは, A 群の必修科目ならびに C 群の必修科目及び選択科目である。

A 群科目は, 法学未修者を対象とし, 必修科目として, 憲法 2 科目 (統治組織, 人権) 行政法 1 科目, 民法 6 科目 (総則, 物権法, 契約法, 不法行為法, 家族法), 商法 1 科目 (会社法), 民事訴訟法 1 科目, 刑法 2 科目 (総論, 各論), 刑事訴訟法 1 科目が開設されている。

C 群科目は, 法学未修者 2 年次以降及び法学既修者 1 年次以降を対象とし, 必修科目として, 憲法 1 科目, 行政法 1 科目, 民法 3 科目, 商法 1 科目, 民事訴訟法 2 科目, 刑法 2 科目, 刑事訴訟法 1 科目が開設されている。また, 複数の分野にまたがる「公法総合演習」(憲法・行政法), 「民事法総合演習」(民法・商法・民事訴訟法), 「刑事法総合演習」(刑法・刑事訴訟法) も開設されている。なお, C 群には, 民法, 商法, 民事訴訟法, 刑法, 刑事訴訟法に関する選択科目も, 複数開設されている。

A 群及び C 群の必修科目は, いずれも法律基本科目の全分野を網羅している。A 群の必修科目は, 法学未修者に対して 2 年次以降の法律基本科目の履修に必要な基礎的な学力を身に付けさせることを内容とし, C 群の必修科目は, 具体的な事例を素材とした演習を通して法律基本科目について基礎学力を定着させるとともに, それを発展させ, 応用力や問題解決能力を修得させるものである。【解釈指針 2－1－2－1】

2 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目に当たるのは, B 群及び H 群の科目である。B 群科目として, 民事・

刑事訴訟実務や公法実務の基礎、法曹倫理等に関する科目、H群科目として「模擬裁判」、「クリニック」、「エクスター・シップ」、「法律文書作成」が開設されている。いずれも、実務家出身の専任教員や現役の実務家が担当しており、法律実務の基礎を学ばせる内容となっている。【解釈指針2-1-2-2】

3 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目に当たるのは、A群の選択科目、G群及びF群の科目である。A群の選択科目として「法学基礎講義」、G群科目として基礎法学の科目、F群科目として外国法学の科目が開設されている。これらは、哲学、史学・文化論、社会学、政策論、さらには諸外国の法制度・法律実務など、さまざまな観点を通して法を学ばせる科目を設置することにより、視野の広い法曹の養成を目指すものである。【解釈指針2-1-2-3】

4 展開・先端科目

展開・先端科目に当たるのは、D群及びE群の科目である。新司法試験の選択科目に関するD群として労働法や知的財産法など、新司法試験の選択科目ではないE群として刑事政策やADR法など、多数の科目が開設されている。これらは、法律基本科目で養った学力を発展させるとともに、法曹として直面すると考えられるさまざまな法的問題について高度の専門性を身に付けさせ、実務での即戦力につながる先端知識を修得させるものである。【解釈指針2-1-2-4】

5 その他

法律実務基礎科目（B群、H群）、基礎法学・隣接科目（F群、G群）、展開・先端科目（D群、E群）として開設されている授業科目は、すべて授業科目名称に合致した教育内容となっており、内容的に法律基本科目に当たる授業科目は、これらの科目に含まれていない。【解釈指針2-1-2-5】

基準 2－1－3

基準 2－1－2 の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適當と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、法科大学院の目的に照らして、必修科目、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたりて適切に配当されていること。

(基準 2－1－3 に係る状況)

1 単位数

《別紙様式 1：開講授業科目一覧 参照》《別添資料 2：2008 大学院履修要項 279～289 頁 参照》《2008 法科大学院シラバス・履修の手引 1～149 頁 参照》《別添資料 3：2008 年度 同志社大学大学院 司法研究科時間割（2008 年度生） 参照》

(1) 法律基本科目

法律基本科目における必修科目（A 群、C 群）の単位数は、公法系科目 12 単位、民事法系 36 単位、刑事法系 14 単位、合計 62 単位である。【解釈指針 2－1－3－1】

(2) 法律実務基礎科目

法律実務基礎科目は、「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」（各 2 単位）が必修科目とされている（B 群）。また、法曹としての責任感や倫理観の涵養は、他の授業科目、すなわち、実務家教員による授業科目、事件の当事者をゲストスピーカーとして招聘する授業科目、裁判例を素材とする授業科目など（「応用ゼミ（基礎法・隣接）①一戦後日本における社会変動と法一」、「模擬裁判」、「エクステーンシップ」）においても重視されている。

法情報の調査・分析に関する技法の修得については、必修科目が開設されていないが、新入生全員を対象として入学直後に法情報調査に関する指導を行っている。また、選択科目の「応用ゼミ（法曹基本）①——リーガル・リサーチ——」においても、法情報調査を扱っている。《別添資料 15：2008 年度司法研究科 オリエンテーション・登録関係日程表（2008 年度生） 参照》《別添資料 16：法情報調査入門（講義資料） 参照》

法的文書作成の基本的な技能の指導は、選択科目の「法律文書作成」において扱っており、多くの学生が履修している。また、必修科目の「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」や、選択科目の「応用ゼミ（法曹基本）①——リーガル・リサーチ——」、「模擬裁判」、「クリニック」、「エクステーンシップ」でも法文書作成に関する指導を実施している。《別添資料 17：「刑事訴訟実務の基礎」受講前準備事項の連絡参照》《別添資料 18：「民事訴訟実務の基礎」スケジュール予定 参照》

法律実務基礎科目については、前述した「法曹倫理」、「民事訴訟実務の基礎」、「刑事訴訟実務の基礎」の計 6 単位のほか、H 群として「模擬裁判」、「クリニック」、「エクステーンシップ」、「法律文書作成」（各 2 単位）が開設され、2 単位以上の履修が必要とされている。なお、「クリニック」、「エクステーンシップ」は最終学年に配置され、その前の学年で「法曹倫理」を履修することとされている。

以上に加えて、公法上の諸問題に関する実務の基礎を学ばせる「公法実務の基礎」

(2 単位) が選択科目として開設されている。【解釈指針 2-1-3-2】

(3) 基礎法学・隣接科目

基礎法学・隣接科目は、A 群（「法学基礎講義」）、F 群及び G 群の科目として、2008 年度には 23 科目が開講され、幅広い選択肢の中から学生が自己の関心や進路に応じて授業科目を履修することができる。F 群から 4 単位以上、G 群から 4 単位以上、合計 8 単位以上を履修することが必要である。【解釈指針 2-1-3-3】

(4) 展開・先端科目

展開・先端科目は、D 群及び E 群の科目として、2008 年度には 40 科目が開講され、幅広い選択肢の中から学生が自己の関心や進路に応じて授業科目を履修することができる。D 群と E 群を合わせて 12 単位以上を履修することが必要である。【解釈指針 2-1-3-4】

2 必修科目、選択必修科目、選択科目

上記のように、法律基本科目（A 群、C 群）及び法律実務基礎科目（B 群）のうち法曹に共通して必要とされる法的知識や技能等を扱う授業科目は、必修科目とされている。これに対して、法律実務基礎科目のうち発展的な内容を含む科目（H 群）、展開・先端科目（D 群、E 群）及び基礎法学・隣接科目（F 群、G 群）は、選択必修科目とされている。また、法律基本科目（A 群、C 群）及び法律実務基礎科目（B 群）のうち各自の学力や関心に応じて履修すべきものは、選択科目とされている。

3 段階的履修

法律基本科目については、1 年次において基礎的な学力を身に付けさせ（A 群）、2 年次において各分野の演習を通して基礎学力の定着とともに応用力や問題解決能力の修得させることを目指し（C 群）、3 年次において複数の分野の融合問題を扱う「総合演習」を通して現実の事案に対応可能な問題発見能力や処理能力の養成を図っている（C 群）。法律実務基礎科目についても、1 年次ないし 2 年次において実務の基礎や法曹倫理を学ばせた後（B 群）、3 年次において発展的な内容を扱うこととしている（H 群）。また、展開・先端科目は、通常、法律基本科目に関する基本的知識を必要とすることから、原則として 2 年次以降に配当している（D 群、E 群）。基礎法学・隣接科目（F 群、G 群）については、それぞれ多様な内容を有していることから、授業科目の内容に応じて配当年次を定めている。

基準 2－1－4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。

(基準 2－1－4 に係る状況)

大学設置基準第 21 条（1 単位の授業時間）については、同条第 2 項第 1 号 2 号に相応する規程を同志社大学専門職大学院学則第 9 条に定め、これを実質化するため、各学生が教室での授業と予習・復習を合わせて 1 単位あたり 45 時間（2 単位あたり 90 時間）の学修をすることを前提とした教育内容を実施している。また、年間登録単位数の上限を 36 単位（最終学年は 44 単位）とすることにより、上記の学修時間を確保できるよう配慮している。《別添資料 2：2008 大学院履修要項 288 頁 参照》《別添資料 5：同志社大学専門職大学院学則 参照》

大学設置基準第 22 条（1 年間の授業期間）については、定期試験等の期間を含め、年間 35 週の授業期間を確保している。担当教員の公務等により授業が休講となった場合には、常に補講を実施するようにしている。《別添資料 2：2008 大学院履修要項 276 頁（学年暦） 参照》《別添資料 19：休講補講一覧表（2008 年度・2007 年度） 参照》

大学設置基準第 23 条（各授業科目の授業期間）については、原則として各授業科目の授業は、定期試験を含み 15 週を単位として実施している。正規の授業を 14 週行った上、正規の授業外に補習を実施している科目もあるし、定期試験の後に試験問題に関する解説・講評を行っている科目もある。《別添資料 2：2008 大学院履修要項 276 頁（学年暦） 参照》なお、（1）「エクステーンシップ」、「海外インターンシップ」、「外国法実地研修 A」、「外国法実地研修 B」については、性質上、集中的に実施する必要があるため、集中講義として実施している。（2）「法政策論」、「地方自治法」等については、近畿圏外からの非常勤講師が担当しているため、集中講義として実施している。《別紙様式 1：開講授業科目一覧 参照》《別添資料 3：2008 年度 同志社大学大学院 司法研究科時間割（2008 年度生） 参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科の教育課程は、理論的教育と実務的教育を架橋し、その役割を十分果たす内容となっている。この点に関する本研究科の特色として、法律実務基礎科目のみならず、民事法演習、民事法総合演習、刑事法総合演習などの法律基本科目に関する演習科目の多くに、現役の実務家や実務家出身の教員が携わっていることが挙げられる。とりわけ、これらの科目においては、単なるオムニバス式ではなく、実務家教員と研究者教員が合同で毎回の授業を進めており、文字どおり理論と実務を架橋する教育を実践している。また、「公法総合演習」、「民事法総合演習」、「刑事法総合演習」においては、複数の分野にまたがる融合問題を素材とすることとし、法曹として必要とされる総合的な問題解決能力の養成を図っており、この点も特色の一つである。

(2) 本研究科の教育課程は、法曹実務家としての多様なニーズを想定し、各自の進路に合わせた多様な履修を可能としている。本研究科の教育課程は、各自の専門分野についての高度の知見を身に付け、実務での即戦力につながる先端知識を学べるよう展開・先端科目や外国法科目等を多数開設し、その上でコース制を導入しており、この点も特色の一つとなっている。本研究科のコース制は、コース内の一定数の単位取得を修了の要件とするものではないが、各自の進路に合わせて5つのコースの中から1コースを選択し、選択したコースの科目を6単位以上履修することを推奨するというものである。コースは、刑事司法コース、ビジネス取引コース、ビジネス組織コース、国際法務コース、民事司法コースの5つに分かれ、各コースに6～10科目が配当されている。

(3) 本研究科では、司法試験の受験勉強に偏らず、豊かな人間性と幅広い教養を有する人材を育成するため、基礎法学・隣接科目に関する授業科目を多数開設している。事件の当事者をゲストスピーカーとして招聘したり、年度ごとにテーマを設定してその時々の重要トピックを学修する「応用ゼミ」を設けたりするなどの工夫をこらし、哲学、史学・文化論、社会学、政策論、さらには諸外国の法制度・法律実務などさまざまな観点を通して法を学ばせることにより、視野の広い法曹の養成を目指している。

(4) 本研究科では、国際的な視野を持つ法曹の養成を特に重視し、外国法科目を充実させている。外国法科目の中から4単位以上履修することを修了要件とし、すべての学生が外国法に対する知見を身に付けられるよう配慮している。さらに、2004年から3年間、文部科学省における「法科大学院等専門職大学院教育推進プログラム」の補助金を受けてプロジェクトを遂行し、その具体的成果の一つとして外国法実地研修、海外インターンシップの科目を開設して、渉外法務を身をもって体験する機会を提供している。

2 改善を要する点

(1) 本研究科では、現在、実務関連科目(H群)として、「模擬裁判」、「クリニック」、「エクスターインシップ」、「法律文書作成」を開設し、このうち2単位を選択必修科目としているが、2011年度までに、「模擬裁判」、「ローヤリング」、「クリニック」、「エクスターインシップ」のうち4単位以上の履修を修了要件とする予定である。

(2) 本研究科が導入しているコース制は、当初、コースごとの指定科目から6単位以

上を取得することを義務づけるものであったが、2007年度から導入された新カリキュラムにおいては、学生の多様なニーズを想定し、各自の進路と関心に応じて選択の自由を拡げるため、その義務的性格を廃止し、履修指針と位置づけられることになっている。新カリキュラムにおけるコース制の趣旨が学生に理解され、生かされるようその周知を徹底するとともに、コース制を緩めたことが本研究科の教育理念に反しないよう教育効果を注視しておく必要がある。

第3章 教育方法

1 基準ごとの分析

3-1 授業を行う学生数

基準3-1-1

法科大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

(基準3-1-1に係る状況)

本研究科では、A群基礎科目の授業については、原則として1クラス50人で行うが、C群基幹科目の演習については、原則として1クラス25人で行い、少人数教育を実現している。これにより、教員と学生、あるいは学生同士の間で双方向・多方向の議論による法理論の理解を徹底し、実務的な法運用の鍛錬を行っている。これらの法律基本科目以外の科目の授業については、1クラス80人以内で行っている。なお、上記の学生数には、(1)再履修の者、(2)他大学、他研究科の学生及び聴講生を含むものである。

ちなみに、他大学・他研究科の学生から本研究科科目を登録履修したいとの申し出があった場合には、教務主任において、科目の性質や登録者数、本人の希望理由等を考慮して登録の可否を判断している。2008年度春学期においては、他大学、他研究科の学生による司法研究科科目の登録はなく、不適切な状況は生じていない。【解釈指針3-1-1-1】【解釈指針3-1-1-2】《別紙様式1：開講授業科目一覧 参照》

本研究科では、2006年度から実務家の聴講生の受入を行っている。「聴講生」の制度では、正規学生とともに授業に出席し、科目を聴講できるが、単位を修得することはできない。聴講生の受講資格は、A（弁護士、裁判官、検察官、司法書士、公認会計士、税理士、弁理士）、B（行政書士として、国際私法又は国際民事訴訟法に関連する業務に従事する者で、「国際私法I」、「国際私法II」、「国際民事訴訟法」のみ出願が可能である。）、C（企業・自治体等において受講を希望する科目に関連する業務に従事する者）である。ちなみに、2006年度に1人（企業結合法（M&A））、2007年度に2人（倒産法、金融商品取引法）を受け入れている。聴講生を受け入れることは、正規学生の学修の妨げにはなっておらず、むしろ本来の受講生にとって勉学の良い刺激となっている。【解釈指針3-1-1-3】《別添資料20：同志社大学法科大学院ウェブサイト＜実務家のための聴講の手引＞[http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/080205_jitumuka.html] 参照》

基準 3－1－2

法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、50人を標準とすること。

(基準 3－1－2 に係る状況)

本研究科の教育課程のうち法律基本科目に相当するものは、A 群の必修科目と C 群である。

A 群（基礎科目）：法学未修者を対象にした必修法律科目であり、原則 50 人を 1 クラスとして、講義を行うものである。

C 群（基幹科目）：コアとなる必修科目の 1 クラスの学生数は、原則 25 人である。また、C 群の選択科目の 1 クラスの学生数は 50 人以下としている。

2008 年度においては、A 群必修科目については、再履修の学生がいるため、50 人を若干上回る科目が 1 科目あるが（民事訴訟法講義において、1 年次生 48 人に加え、4 人の再履修者が履修予定されているためである。）、その他の法律基本科目については、学生数が 50 人を超えるクラスは存在しない。C 群の必修科目については、25 人が原則であるが、実際は 21 人のクラスから 30 人のクラスに分かれている。【解釈指針 3－1－2－1】

《別紙様式 1：開講授業科目一覧 参照》

3－2 授業の方法

基準3－2－1

法科大学院における授業は、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 専門的な法知識を確実に修得させるとともに、批判的検討能力、創造的思考力、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な法的分析能力及び法的議論の能力その他の法曹として必要な能力を育成するため、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) 1年間の授業の計画、各授業科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分に上げられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

(基準3－2－1に係る状況)

1 専門的な法知識と具体的な応用能力の育成

A群科目（基礎科目）は、原則的に「講義」形式を探りつつも、法学未修者のための必修科目であるところから、学生の予習の程度、講義の理解度、応用能力をチェックするため、適宜双方向での授業を行っている。また、多くの科目においては、具体的な事例についての討議も適宜行われている。【解釈指針3－2－1－1】《別紙様式1：開講授業科目一覧 参照》《2008法科大学院シラバス・履修の手引1～20頁 参照》

C群科目（基幹科目）の必修科目は、すべて演習であり、具体的な事例検討を前提とした徹底した双方向・多方向での授業が行われている。たとえば、刑事法演習Ⅰ・Ⅱでは、重要な判例を素材にしたケースをいくつか採り上げて、論点の解決について、判例の立場が一審・二審・最高裁において結論が異なる場合は、その原因が事実認定の相違によるのか法理の相違によるのか、自分ならどのように解決方法を選ぶのかを、学生同士及び教員との間で討論している。多くの演習科目では、市販の書籍等に頼ることなく、科目担当者間で念入りに議論・検討した上、レジュメのほか、ケース・スタディとなる事案の作成や判例・論説等の資料の作成を行っている。そして、判例・学説の動き等を考慮し、毎年新年度の開始前に、これらの改訂作業をしている。【解釈指針3－2－1－2】《2008法科大学院シラバス・履修の手引29～34頁 参照》

B群科目（法曹基本科目）、D群科目（展開・先端科目Ⅰ）、E群科目（展開・先端科目Ⅱ）、F群科目（外国法科目）、G群科目（基礎法・隣接科目）、H群科目（実務関連科目）においても、その科目の特質に応じて、双方向での授業を原則としつつ、授業形態については、さまざまな工夫をこらしている。

授業時間以外においても、担当教員のオフィスアワーやアカデミック・アドバイザーとの面談によって、学生は疑問点を解消できる。科目によっては、担当教員が別途補習をしたり、復習用事例を配付・解説したりするなど、学生の理解度をさらに深め、授業の効果を高めるため、創意工夫している。【解釈指針3－2－1－3】

クリニック・エクステーンシップ・文書作成に係る守秘義務については、「同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則」の規定により、実務関連科目の実施に際し、知り得た情報を漏えいしてはならないこと（3項）が明記されている。この義務に違反した者で、

かつ本研究科教授会が懲戒を要すると認めたときは、専門職大学院学則第32条に基づいて、けん責、停学または退学に処せられることがある（4項）。なお、エクスターンシップについては、守秘義務に関する誓約書を提出させており、報酬を受け取ってはならない旨指導している。エクスターンシップにおいては、担当教員から研修先の弁護士事務所へ当該学生の研修を依頼し、実施要領と研修委託料を送付する。成績については、法律事務所から研修報告書の送付を受け、それを基に担当教員が評価する。実務関連科目の「エクスターンシップ」については、2007年度は、関西圏の28法律事務所で学生が研修を受けている。【解釈指針3-2-1-4】《資料3-1, 3-2, 3-3 参照》

資料3-1

同志社大学大学院司法研究科情報倫理規則（抜粋）

- 1 本規則は、本研究科において使用される教材の譲渡・複写・複製・紛失等が、作成者の著作権あるいは関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあり、また、実務関連科目（エクスターンシップ・クリニック・文書作成）の実施により知り得た情報の漏えいが、関係者の名誉・プライバシーを侵害するおそれがあるため、その防止を目的とするものである。
- 2 本研究科の学生及び研修生は、別紙記載の教材の管理・保管を厳重に行い、理由の如何を問わず、その譲渡・複写・複製・コンピューターネットワークによる配信等をしてはならない。
- 3 本研究科の学生及び研修生は、実務関連科目（エクスターンシップ・クリニック・文書作成）の実施に際し、知り得た情報を漏えいしてはならない。
- 4 本研究科の学生が、前記第2, 3項の義務に反し、本研究科教授会が懲戒を要すると認めたときは、大学専門職大学院学則第32条に基づき、けん責、停学又は退学に処せられることがある。

（出典：2008 法科大学院シラバス・履修の手引 173頁）

資料3-2

エクスターンシップ誓約書

同志社大学大学院

司法研究科長

奥村 正雄 様

誓 約 書

私は、「エクスターンシップ」の履修中に知りえた依頼人の個人情報に関し、口頭・文書・図画その他これらに類するあらゆる表示行為によって、現在および将来にわたって依頼人の名誉を毀損またはプライバシーを侵害しないことを誓約いたします。もし違反した場合には、そのことについて退学を含む処分を受けても異議はありません。

2008年 月 日

同志社大学大学院 司法研究科

学生ID_____

氏名_____印

（出典：エクスターンシップ誓約書）

資料3－3

エクスターンシップ実施要領（抜粋）

第1 趣旨・目的等

- 1 (略)
- 2 本年度にエクスターンシップに参加する学生は、法科大学院の3年生で、民事訴訟実務の基礎、刑事訴訟実務の基礎、法曹倫理等のエクスターンシップに参加するのに必要な科目の履修を終えた者です。
- 3 (略)

第2 研修内容

- 1 (略)
- 2 (略)
- 3 評価

エクスターンシップを終えた学生には単位が与えられます。単位の認定を最終的に行うのは、法科大学院においてエクスターンシップを担当する教員ですが、研修担当弁護士には、研修の状況について、所定の報告書を提出して載くようにお願いします。

第3 その他

事前に学生へは指導しておりますが、以下の内容につきましてご指導の程、よろしくお願ひいたします。

- 1 研修生からは、守秘義務についての誓約書を提出させたうえで、守秘義務違反の行為がないように、十分な指導をしてください。
また、研修生の親族に、法曹関係者や事件の相手方と関係がある者がいることがあり、そこから情報が漏れることもありますので、この点についても注意を払ってください。
- 2 研修生に記録を自宅に持ち帰らせないでください。事務所内で検討や起案のために渡した記録についても、研修生の机の上や中に保管せず、こまめに本来の保管場所に返還をさせるようにさせてください。担当させている事件以外につきましても、研修生が無断で記録やデータのコピーをすることのないよう、十分に注意してください。
- 3 (略)
- 4 (略)
- 5 研修生は、研修先から報酬を受け取ることはできません。

(出典：エクスターンシップ実施要領)

2 授業計画・授業内容の事前開示、成績評価基準

1 年間の授業内容や成績評価方法（定期試験と平常点評価の割合やその評価基準）については、シラバスにより事前に受講生に通知されている。なお、定期試験の成績と平常点の割合やその評価基準は、科目によって若干の相違がある。また、本研究科は、GPAによる成績評価を行っているが、素点との対応関係も明らかにしている。さらに、定期試験においては、各問題の点数配分を問題文に明記するよう努めている。評価結果についても、学生に公表している（詳細は第4章参照）。

教材、資料、レジュメ等は、多くの科目について、開講前に全授業回数分が配付されている。そうでない科目についても、授業日の1週間前には原則として毎回配付するなど、学生の予習に十分な配慮がされている。

さらに、2008年度は、「授業内容等について」を作成し、予習の方法、目安時間等が分かるようにしている。第10章に詳述するとおり、予習ができるよう十分な施設や設備を整えている。【解釈指針3－2－1－5】《別添資料21：授業内容等について 参照》
集中講義は、一部の科目のみであり、基本的に夏期休暇中に実施しているが、同じ期

間に重複して他の科目を履修することはできない。ちなみに、2007年度には、地方自治法（5日間）、情報法（4日間）、法政策論（4日間）がそれぞれ行われ、予習・復習時間を確保するため、期間中にそれぞれ1日を空けている。2008年度には、地方自治法（4日間）、国際経済法（4日間）、法政策論（4日間）、国際環境法（5日間）、応用ゼミ（外国法）④—アメリカの民事訴訟—（7日間）の授業が行われる予定である。なお、期末試験を実施するときは、最終講義終了後試験までに1週間程度空けることにしている。

【解釈指針3－2－1－6】《別添資料22：集中講義日程表（2008年度・2007年度）参照》

3-3 履修科目登録単位数の上限

基準3-3-1

法科大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、原則として合計36単位が上限とされていること。

在学の最終年次においては、44単位が上限とされていること。

(基準3-3-1に係る状況)

年間登録制限単位は36単位（ただし、最終学年は44単位）であり、1学期の登録単位数は22単位が上限である。【解釈指針3-3-1-1】【解釈指針3-3-1-2】《資料3-4 参照》

この登録制限単位数には、再履修科目の単位数及び他大学、他研究科等で履修することが認められた科目の単位数が含まれている。【解釈指針3-3-1-3】《資料3-5 参照》

なお、本研究科では、3年を超える標準修業年限は定めていない。【解釈指針3-3-1-4】

資料3-4

登録単位数

年間の登録単位数は、以下の単位数を限度とし、かつ春学期または秋学期の登録単位数は1単位以上で22単位を限度とする。

	第1年次	第2年次	第3年次
法学未修者として入学した者	36単位	36単位	44単位
法学既修者として入学した者	36単位	44単位	

(出典：2008 大学院履修要項 288頁)

資料3-5

司法研究科設置科目以外の科目の登録履修について

司法研究科の学生は、学修上必要と判断される場合は、司法研究科の科目履修に支障をきたさない範囲で他研究科科目、学部科目を登録・履修することができます。

修了に必要な単位に算入することはできませんが、『大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として参入されます。また、GPAの対象外です。

他研究科科目

他研究科科目の登録履修を希望する場合は、教務主任の履修相談を受けてください。教務主任が事情を聞いたうえで適当と判断した場合は、学部科目と合わせて年間8単位（登録する学期は問いません）を限度として登録を認めます。

学部科目

学部科目の登録履修を希望する場合は、教務主任の履修相談を受けてください。教務主任が事情を聞いたうえで適當と判断した場合は、他研究科科目と合わせて年間8単位（登録する学期は問いません）を限度として登録を認めます。

(出典：2008年度司法研究科登録要領)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科では、法律基本科目において、少人数教育を実現している。A群の必修科目においては、原則50人を超えないクラス構成を探るとともに、C群の必修科目においては、1クラス原則25人の構成により、少人数教育を行っている。C群の選択科目においても、多くの科目において、1クラス数人から20人前後の構成となっており、少人数教育を徹底している。

(2) 本研究科では、教員と学生の間で議論するだけでなく、教員同士または学生同士でも議論を展開する、双方向・多方向の授業を行っている。これにより、教員は、学生の理解度を把握した上で授業を進めることができるし、学生も、理解力や応用力を向上させることができる。

(3) 本研究科では、教材の開発を独自に行っている。多くの演習科目では、市販の書籍等に頼ることなく、科目担当者間で念入りに議論・検討した上、レジュメはむろんのこと、ケース・スタディとなる事案や判例・論説等の資料の作成を行っている。そして、判例・学説の動き等を考慮し、毎年新年度の開始前に、これらの改訂作業をしている。

2 改善を要する点

本研究科では、その設置の理念・目的・教育目標に沿った教育が行われていると評価することができるが、事前に配付される教材についてみると、他科目の予習・復習が重なり、適正な予習時間内に消化できない分量のこともあるから、その分量等について配慮する必要がある。

第4章 成績評価及び修了認定

1 基準ごとの分析

4-1 成績評価

基準4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を正確に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

- (1) 成績評価の基準が設定され、かつ、学生に周知されていること。
- (2) 当該成績評価の基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。
- (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。
- (4) 期末試験を実施する場合には、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

（基準4-1-1に係る状況）

本研究科では、学生の能力及び資質が客観的かつ厳正に評価できるよう、成績評価等に関する小委員会を設置し、FD委員会、自己点検・評価委員会等とも連携して、成績評価に関する問題点を検討し、以下のような措置を講じてきた。

- (1) 成績評価の方法は、資料4-1のとおりであって、GPA制度を採用しており、その内容は、学生に周知されている。《資料4-1 参照》

成績評価のランク分け、各分布のあり方については、合否科目を除き、①原則として、Bを中心とした山型の成績分布になるような相対評価とする。②山型の端はAとCとなるようにし、A+～Fは絶対評価とする。③Bは登録者数の3分の1を上限とすることを目安とする旨のガイドラインを設定し、これに基づいて、成績評価を行っている。なお、成績評価における考慮要素（期末試験、平常点、その他）は、各科目のシラバスに表示されている。《2008 法科大学院シラバス・履修の手引1～149頁 参照》

これらの基準は、教授会で報告、了承され、担当教員に対しては、採点依頼時に文書でも指示され、学生に対しては、「2008 法科大学院シラバス・履修の手引」により周知されている。【解釈指針4-1-1-1】《2008 法科大学院シラバス・履修の手引156頁 参照》《別添資料23：成績評価について（お願い） 参照》

- (2) 成績評価について不服がある学生や説明を希望する学生には、担当教員に対して、一定の期間、不服を申し立て、あるいは説明を求める機会が保障されている。申立て等は、いずれも書面によることを要件とする（申立て書式の理由欄は、「採点に疑問」と「その他」に分かれている）。成績評価について不服が申し立てられた場合、担当教員は、その内容を検討し、学生に対して、書面または口頭により、申立てに対する判断と理由を説明する。申立てに理由がある場合、担当教員は、成績評価を訂正することが求められている。成績評価に説明が求められた場合も、不服が申し立てられた場合と同様、書面または口頭により、説明する。そして、担当教員の上記判断や説明に

納得できない学生に対しては、同志社の全学的な制度であるクレーム・コミッティへの不服申立てが認められている。なお、クレーム・コミッティにおいて、不服申立てを相当と認めた場合には、学内の取扱い要領に従って、是正措置が図られることになる。ちなみに、2007年度の秋学期末試験において、書面による担当教員への質問はのべ81件であるが、このうち72件は試験の結果を踏まえた助言を求めるためのものであり、成績評価自体に対する不服申立てではない。なお、担当教員に対して不服申立てをした者で、クレーム・コミッティへの不服申立てをした者はいない。《資料4-2、4-3 参照》《別添資料24：クレーム・コミッティ制度に関する申合せ 参照》

筆記試験採点の際の匿名性を確保するため、採点者は、氏名欄をホッチキス止めした答案を採点するものとし、採点が終了するまではホッチキス止めを外さない扱いをしている。

採点分布に関するデータは、教授会で配付しているほか、同志社大学のウェブサイトにも公表している。なお、複数クラスを異なる教員が担当する科目では、採点の前後に会合を開くなどして、データの共有化を図っている。たとえば、ある分野の科目では、1クラスにおける各評価ランク者数の目安を定めた上で採点し、採点後に協議して調整し、クラス間の公平を図っている。【解釈指針4-1-1-2】《別添資料12：同志社大学ウェブサイト＜成績評価結果の公表＞検索例 [http://duet.doshisha.ac.jp/info/gpaindex.jsp] 参照》

(3) 個々の科目の成績分布のデータは、全学的取り組みとして同志社大学のウェブサイトで公表している。本研究科の取り組みとしては、科目担当者に対して、出題意図、採点ポイント、講評等を明らかにした書面及び参考答案の提出を要請し、これを事務室において学生の閲覧に供している。口頭による講評が行われる科目、書面による講評を学生に配付する科目も多数にのぼる。さらには、オフィスアワーにおいて、学生に対して個別的に説明している教員もいる。【解釈指針4-1-1-3】《別添資料25：2007年度秋学期末試験の「出題意図・講評」・「参考答案」の公開について/講評フォーム 参照》

(4) 学期末試験の実施方法は、別添資料26,27のとおりであって、学生の実力が正確に認定できるよう配慮している。学期末試験は、筆記試験を原則としている。なお、レポート試験を行う場合は、筆記試験と同様の基準で厳格に行うものとしている。《別添資料26：2007年度（春学期・秋学期）期末試験実施要領/学期末試験上の注意 参照》《別添資料27：2007年度（春学期・秋学期）レポート試験実施要領/Eメール（電子メール）によるレポート提出要領について 参照》

追試験、再評価制度を設け、成績評価について遺漏なきを期しているが、本試験受験者と追試験ないし再評価受験者との間に不公平が生じないよう、同一問題や類似問題を避けるとともに、講義内容との関連性の有無・程度をチェックするなど、問題の作成に当たり配慮している。なお、再評価の場合には、その評価がC+を超えることがないようにし、採点表にも明示している。【解釈指針4-1-1-4】《資料4-4、4-5 参照》《別添資料28：2007年度秋学期 最終成績と素点との対応表（再評価） 参照》

資料4-1

成績評価

(1) 学業成績は、以下の基準にしたがい A⁺, A, B⁺, B, C⁺, C, F の 7 段階で評価され、C 以上が合格、F が不合格です。本学以外で使用するために発行する成績証明書には、C 以上の評価を得た科目とその成績に加えて、GPA (Grade Point Average) が記載されます。

評価	評点	判定内容
A ⁺	4.5	特に優れた成績を示した
A	4.0	A ⁺ に準じた成績を示した
B ⁺	3.5	優れた成績を示した
B	3.0	B ⁺ に準じた成績を示した
C ⁺	2.5	妥当と認められる成績を示した
C	2.0	C ⁺ に準じた成績を示した
F	0.0	合格と認められるに足る成績を示さなかった

(2) GPA は、A⁺～F の段階で評価された全科目の評価を評点に換算して、その単位数で加重平均することによって算出されます。GPA の算出方法は次のとおりです。

$$\text{GPA} = \frac{(\textcircled{A^+} \times 4.5 + \textcircled{A} \times 4.0 + \textcircled{B^+} \times 3.5 + \textcircled{B} \times 3.0 + \textcircled{C^+} \times 2.5 + \textcircled{C} \times 2.0 + \textcircled{F} \times 0.0)}{(\textcircled{A^+} + \textcircled{A} + \textcircled{B^+} + \textcircled{B} + \textcircled{C^+} + \textcircled{C} + \textcircled{F})}$$

($\textcircled{A^+}$ ～ \textcircled{F} は A⁺～F の評価が付いた科目の単位数の合計)

(3) 科目によっては、「合格」「不合格」で評価する科目もあります。これらの科目は GPA に算入されません。

(4) 司法研究科においては、2007年度から下記をモデルとした成績評価を行っています。

- a. 原則として、Bを中心とした山型の成績分布になるような相対評価とする。
- b. 山型の端はAとCになるようにし、A⁺とFは絶対評価とする。
- c. Bは登録者数の3分の1を上限とすることを目安とする。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 156 頁)

資料4-2

採点質問

成績評価に関する質問や異議申し立てをしたい場合は、定められた成績通知書交付日から1週間以内に、司法研究科事務室に採点質問票を提出してください。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 156 頁)

資料4-3

クレーム・コミッティ制度

受講している科目の授業内容や授業方法に関する改善の要望がある場合は、司法研究科事務室に相談してください。学生からの申し出を受けて、司法研究科のクレーム・コミッティが授業担当者から事実関係を調査し、原因や対策について回答します。

なお、いかなる場合であっても、相談者の学生 ID や氏名が授業担当者に明かされることはありません、また相談によって決して不利益を被ることはありません。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 157 頁)

資料4-4

追試験

病気またはやむを得ない事由のために、定期試験を受験できなかった場合に限り行われる試験を追試験といいます。受験希望者は、以下の点に注意してください。

- a. 当該科目の試験終了後3日以内に追試験願を司法研究科事務室に提出しなければならない。
- b. 追試験願には、当該試験を受験できなかった事由を証明する以下の書類を添付しなければならない。

対象となる事由	必要な証明書類
本人の病気、怪我	医師の診断書(試験当日に安静が必要である旨の記載が必要)
親族(2親等内)の危篤、死亡 (危篤または死亡日から起算して、1親等は7日以内、2親等は3日以内を適用期間とする。)	会葬案内等
災害	被災証明書
交通機関の事故、不通 (1時間以上の延着の場合に限る。)	交通機関の延着証明書

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 154頁)

資料4-5

再評価

学期末試験により「F」の成績評価が相当であると判断した学生に対して、科目担当者が、当該学生の評価を最終決定する前に、もう一度、その学期に身につけた学力の評価を受ける機会を与えるものです。この機会は、担当者が必要かつ適切と判断した場合にのみ与えられます。

学期末試験の結果、再評価の対象となった者には、司法研究科事務室から直接本人に連絡します。対象者以外が再評価の試験を受験することはできません。

なお、学期末試験(追試験を含む)を受けなかった者は、再評価の対象となりません。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 155頁)

基準 4－1－2

学生が在籍する法科大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該法科大学院における単位を認定する場合には、当該法科大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ、厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

(基準 4－1－2 に係る状況)

1 入学前の既修得単位の認定

本研究科では、入学前の既修得単位の認定については、法科大学院学則第9条に従い、該当者からの申請に基づいて、教授会が有益と認めた場合は、法学未修者について単位認定を行っている。ちなみに、2007年度についてみると、申請は1件もなく、2008年度についてみると、1件の申請があったが、その科目と本研究科の設置科目との内容・水準等の適合性を考慮して、単位認定は行っていない。

なお、審査に当たっては、本研究科の教育課程との一体性を損なうことがないよう、シラバス等を提出させ、教育内容を正確に把握し、担当分野の教員と主任会において慎重に協議した上、最終的に教授会の決議を経て単位認定することとするなど、厳正な審査を行っている。《資料 4－6, 4－7 参照》

2 他の大学院等における授業科目の履修

本研究科入学後の他の大学院等における授業科目の履修については、法学未修者に関しては法科大学院学則第7条に従い、また、法学既修者に関しては法科大学院第13条第2項に従い、それぞれ研究科教授会の議に基づいて単位認定を行うことを可能としている。

具体的には、本学の他研究科科目を登録・履修することを認めているほか、関西四大学（関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学）と単位互換協定に基づいて、他大学の大学院科目の履修を認めている。ただし、本研究科の教育課程との一体性を考慮し、修了に必要な単位として算入しないこととしている。《資料 4－8 参照》《別添資料 2:2008 大学院履修要項 17 頁「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」参照》《別添資料 29: 関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書についての覚書 参照》

3 外国の大学の大学院における授業科目の履修

法科大学院学則第8条では、外国の大学の大学院において修得した単位等を認定することを規定しているが、現在のところ、法科大学院学則第15条に基づいて留学をした学生はいない。

現在、ウィスコンシン大学ロースクールとの単位互換プログラムの策定、実施を急いでいる。このプログラムにより修得した単位は、本研究科の修了に必要な単位として認定する予定であるが、その際も本研究科の教育課程との一体性を損なうことがないよう、厳正な審査を行うこととしている。

資料4－6

同志社大学法科大学院学則（抜粋）

（略）

（他の大学院等における授業科目の履修）

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（外国の大学院における授業科目の履修）

第8条 第15条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（入学前の既修単位の認定）

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとして認定する。

（他の大学院等における履修単位及び入学前の既修単位の認定の上限）

第10条 本研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定は、転入学の場合を除き、合計で32単位を超えないものとする。

（略）

（法学既修者）

第13条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第11条に規定する在学期間については1年在学し、同条に規定する単位について第6条の別表Ⅱに定める別表30単位を修得したものとみなす。

2 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第8条に規定する単位の認定について、法学既修者は、合計で2単位を超えないものとする。

3 法学既修者には、第9条に規定する単位の認定は行なわないものとする。

（略）

（留学）

第15条 本研究科学生は、在学中、研究科教授会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する外国の大学の大学院に留学することができる。

2 留学の期間は、第4条に定める修業年限及び第5条に定める在学年限に算入できる。

3 留学の取扱いについては、別にこれを定める。

（略）

（出典：同志社例規集 第2編 第1章）

資料4－7

入学前の既修単位の認定について

同志社大学法科大学院学則にもとづき、法学未修者として入学した学生で、本研究科入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、教授会が教育上有益と認めるときは、本研究科において修得した単位として認定します。

単位認定の申請方法は、別途周知しますので、指定の期日までに司法研究科事務室で手続してください。

（出典：2008 法科大学院・履修の手引 157 頁）

資料4－8

関西四大学単位互換について

「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」（『大学院履修要項』参照）にもとづき、関西四大学単位互換履修生として、関西大学、関西学院大学、立命館大学の大学院の科目を登録することができます。希望者は、以下の日程で申請してください。各大学大学院の履修要項、講義概要、時間割等は司法研究科事務室で閲覧できます。

ただし、この制度によって単位を修得しても修了に必要な単位に算入することはできませんが、『大学院履修要項』に規定されている登録制限単位として参入されます。また、G P Aにも算入されません。

出願書類　　関西四大学単位互換履修生願書（司法研究科事務室で配付）

顔写真 2 枚（3cm×2.4cm, 1枚は願書に貼付）

締切日　　4月4日（金）

提出先　　司法研究科事務室

（出典：2008 年度 大学院司法研究科登録要領）

基準 4－1－3

一学年を終了するに当たって履修成果が一定水準に達しない学生に対し、次学年配当の授業科目の履修を制限する制度（以下、「進級制」という。）が原則として採用されていること。

（基準 4－1－3 に係る状況）

本研究科では、特定の科目について単位が修得できなかった場合においても、他の科目については高年次の科目の履修を認めてよいことがあるところから、原級留置を行う厳密な意味での進級制は採っていないが、2年次配当、3年次配当のC群基幹科目のうち必修科目については、履修条件を設け、公法系、刑事法系、民事法系の系統ごとに履修成果が一定水準に達していない学生に対しては、同じ系統に属する次学期の演習科目の履修を認めない扱いとしている。したがって、各学期の登録単位数も制限されており、学期ごとに一定水準に達しない学生は修了延期を余儀なくされることになるところから、実質上進級制を採っているのと変わなくなっている。

各科目の履修条件については、「大学院履修要項」に掲載して、学生に明示するとともに、新入生オリエンテーション時の履修指導で説明し、順調な履修を進めるよう指導している。【解釈指針 4－1－3－1】【解釈指針 4－1－3－2】《別添資料 2：2008 大学院履修要項 287 頁 参照》

4－2 修了認定及びその要件

基準4－2－1

法科大学院の修了要件が、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 3年(3年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限)以上在籍し、93単位以上を修得していること。

この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア 教育上有益であるとの観点から、他の大学院(他の専攻を含む。)

において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあっては、その超える部分の単位数に限り30単位を超えてみなすことができる。

イ 教育上有益であるとの観点から、当該法科大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で、当該法科大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

なお、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案し、1年を超えない範囲で当該法科大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

ウ 当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下、「法学既修者」という。)に関して、1年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、アとイによる単位と合わせて30単位(アのなお書きにより30単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすこと。

(2) 次のアからカまでに定める授業科目につき、それぞれアからカまでに定める単位数以上を修得していること。

ただし、3年未満の在学期間での修了を認める場合には、当該法科大学院において、アからウまでに定める授業科目について合計18単位以上並びにエからカに定める授業科目についてそれぞれエからカに定める単位数以上を修得していること。

ア 公法系科目	8単位
イ 民事系科目	24単位
ウ 刑事系科目	10単位
エ 法律実務基礎科目	6単位
オ 基礎法学・隣接科目	4単位
カ 展開・先端科目	12単位

(3) 法律基本科目以外の科目の単位を、修了要件単位数の3分の1以上修得していること。(基準2－1－3参照。)

(基準4－2－1に係る状況)

本研究科の修了要件は、以下のとおりであり、基準を満たしている。

(1) 本研究科の修了要件は、3年以上在学し、かつ本研究科が定める履修方法に従い、96単位以上を修得することである。《別添資料2:2008 大学院履修要項 279~288頁 参照》

その際、以下のような取扱いをしている。《資料4-9 参照》

ア 同志社大学法科大学院学則第7・8・10条に規定のとおり、他の大学院（外国の大学院を含む。）または他の研究科で履修した授業科目について修得した単位を、32単位を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができる。

イ 同学則第9条のとおり、本研究科に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位をアによる単位と合わせて30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものと認めることができる。

ウ 同学則第13条に規定のとおり、本研究科において必要とされる法学の基礎的な知識を有すると認める者に対して、1年在学し、30単位（アとイによる単位と合わせて32単位を超えない範囲で本研究科が認める単位）を修得したものとみなす。【解釈指針4-2-1-1】

(2) 修了要件として必要な各系の科目の単位数は、以下のとおりである。

ア 公法系科目	A群 6単位	C群 6単位	計 12単位
イ 民事系科目	A群 18単位	C群 18単位	計 36単位 (2007年度以降生)
ウ 刑事系科目	A群 6単位	C群 8単位	計 14単位
エ 法律実務基礎科目	B群 6単位	H群 2単位以上	計 8単位以上
オ 基礎法学・隣接科目	F群 4単位以上	G群 4単位以上	計 8単位以上
カ 展開・先端科目	D群・E群	12単位以上	

(3) 修了要件として必要な法律基本科目以外の科目の単位数は、以下のとおりである。

本研究科の修了要件単位数は、96単位であるから、その3分の1である32単位以上法律基本科目以外の科目を修得しなければならない。

本研究科では、修了要件として、必修科目についてはB群6単位の修得を求め、さらに選択科目についてはA群（法学基礎講義に限る。）、B群、D群、E群、F群、G群、H群の中から合計26単位以上の修得を求めている。その結果、法律基本科目以外の科目から、合計32単位以上修得しなければならないことになる。《別添資料2:2008 大学院履修要項 288頁 参照》《別添資料6:同志社大学法科大学院学則 別表II 司法研究科法務専攻授業科目一覧 参照》

なお、法律基本科目以外の科目の内容が、実質的に法律基本科目に当たることがないよう、教務主任においてシラバスを精査の上、担当者に説明を求めるなど、厳正に審査しており、上記選択科目群のうちに実質的な内容が法律基本科目に当たるものはない。【解釈指針4-2-1-2】《2008法科大学院シラバス・履修の手引1~149頁 参照》

資料4－9

同志社大学法科大学院学則（抜粋）

（略）

（修業年限）

第4条 本研究科の標準修業年限は、3年とする。

（在学期限）

第5条 本研究科に5年を超えて在学することを認めない。

（略）

（他の大学院等における授業科目の履修）

第7条 本研究科学生は、別に定める他の法科大学院又は他研究科において、授業科目を履修することができる。

2 前項の規定により履修した授業科目について単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（外国の大学院における授業科目の履修）

第8条 第15条により留学した大学の大学院において単位を修得した者、外国の大学の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修し単位を修得した者には、研究科教授会の議に基づき、30単位を超えない範囲で課程修了の所定単位としてこれを認定する。

（入学前の既修単位の認定）

第9条 本研究科学生が入学前に大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を、研究科教授会が教育上有益と認めるときは、転入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本研究科において修得したものとして認定する。

（他の大学院等における履修単位及び入学前の既修単位の認定の上限）

第10条 本研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第9条に規定する単位の認定は、転入学の場合を除き、合計で32単位を超えないものとする。

第4章 課程修了の認定及び学位の授与

（課程修了の認定）

第11条 本研究科の修了要件は、本研究科に3年以上在学し、授業科目について96単位以上修得することとする。

（学位の授与）

第12条 本研究科において、課程修了の認定を得た者には、法務博士（専門職）の学位を授与する。

2 前項に規定する学位には、「法務博士（専門職）（同志社大学）」のように明記することを必要とする。

第5章 法学既修者

（法学既修者）

第13条 本研究科が必要とする法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第11条に規定する在学期間については1年在学し、同条に規定する単位について第6条の別表Ⅱに定める別表30単位を修得したものとみなす。

2 第11条に規定する研究科の課程修了の要件として修得すべき単位数のうち、第7条から第8条に規定する単位の認定について、法学既修者は、合計で2単位を超えないものとする。

3 法学既修者には、第9条に規定する単位の認定は行なわないものとする。

（略）

（出典：同志社例規集 第2編 第1章）

4 - 3 法学既修者の認定

基準 4 - 3 - 1

法科大学院が、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有する者であると認める（いわゆる法学既修者として認定する）に当たっては、法律科目試験の実施、その他の教育上適切な方法が用いられていること。

（基準 4 - 3 - 1 に係る状況）

本研究科では、法学既修者として入学を希望する者に対して、入学試験において六法科目に加え、行政法の受験を課している。合否判定に当たっては、少なくとも法学の基礎的な学識を有すると判断しうる者を合格者としている。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 1】《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 6～8 頁 参照》

公平性を図るため、出題に関しては、本学法学部の試験問題の類題が出題されるといったようなことがないよう、出題者を複数にし、入試実行委員会においても問題文を精査している。問題文の印刷及び管理・保管には、細心の注意を払ってその漏えいを防ぎ、採点に関しては、採点場所からの答案の持ち出しを禁じ、受験番号欄を巻封して匿名性を維持し、公正さを担保している。

開放性を図るため、試験は、社会人が受験しやすい土曜日、日曜日に実施している。さらに、障がいを有する者にも、障がいの内容・程度に応じて時間延長や別室受験を認めるなど受験しやすい環境を整備している。また、過去の入試問題を冊子にして希望者に配布したり、ウェブサイトに掲載するなどして公表しているほか、出版社等からの問題の使用許諾にも応じている。《別添資料 30：2008 入試問題/同志社大学法科大学院ウェブサイト＜過去の入試問題＞ [http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/question.html] 参照》

多様性を確保するため、法学部出身者以外の者にも受験資格を認めている。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 1】【解釈指針 4 - 3 - 1 - 2】

法学既修者に対しては、A 群基礎科目のうち必修の 14 科目 30 単位を修得したものとして単位認定している。なお、2007 年度以前は、公法講義Ⅲ（行政法）の能力を憲法の試験によって測ることができるものと考え、独自の試験科目としていたが、2008 年度入試からは、行政法を試験科目に加えている。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 3】

本研究科は、本研究科以外の機関が実施する法律科目試験の結果を考慮して、法学既修者としての認定は行っていない。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 4】

本研究科が認定した 30 単位の内容と修了要件とされている各系の科目の内容にかんがみれば、法学既修者として認定した者について在学期間を 1 年短縮することは適切である。【解釈指針 4 - 3 - 1 - 5】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科では、成績評価においても、良心に基づいて法を運用し、国際的視野と判断力を持ち、高度の専門性を有する法曹を養成するという本研究科の理念に適った能力が備わっているかどうかを試すため、各教員において成績評価方法を十分検討の上、学期末試験問題を作成して、採点に当たるなど、厳密かつ公正な評価となるよう努めている。その結果、本研究科において学業成績の優秀な者は、司法試験にも合格しており、法曹としての将来性も期待できる。

(2) 本研究科では、成績評価に当たって、公正さが担保されており、成績評価に疑問や不服のある者については、質問の機会と異議申立ての制度が十分保障されている。

2 改善を要する点

特に該当する事項はない。

第5章 教育内容等の改善措置

1 基準ごとの分析

5-1 教育内容等の改善措置

基準5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るために研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

(基準5-1-1に係る状況)

1 FD委員会の設置

本研究科は、法科大学院における教育内容及び方法の改善を図るために、FD委員会を設置し、組織的かつ継続的に、教育内容及び方法の改善を図っている。【解釈指針5-1-1-2】《別添資料31：同志社大学大学院司法研究科FD委員会規則/司法研究科FD委員会開催状況 参照》《別添資料32：2008年度 司法研究科内の各種委員会委員等 参照》

2 具体的なFD活動について

第1に、複数の教員が担当する科目では、授業内容及び教育方法に関する事前の打合せが適宜行われており、これによって授業内容と授業方法の充実、改善が図られている。

【解釈指針5-1-1-1】《別添資料33：<例> 刑事法総合演習（複数教員が担当する科目の事前打合せの資料） 参照》

第2に、これまで数回、他の法科大学院の教員等を招いてのスタッフセミナー等を開催してきたほか、本研究科の教員の意見交換会等において、継続的に法科大学院における授業方法等について検討してきた。また、法科大学院で利用可能なIT関係の設備やその利用方法などのハード面についてその有効性・必要性を検討するとともに、その導入を図り、教材などのソフト面についても他大学との協力関係を構築する試みに参加している。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】《別添資料34：スタッフセミナー等開催状況 参照》

第3に、学生に対して授業評価アンケートを学期ごとに実施している。当初は、学生の自由な意見を聞きたいということから自由記述式のものであったが、2005年度からは、点数評価の項目も設けている。その結果を科目・クラス別に集計して小冊子とし、それをすべての教員が閲覧可能な状態にすることにより、他の教員がどのような授業を行っているのか、その結果どのような成果が得られているのか、学生からはどのような点が評価され、どのような点が問題視されているのか、それを当該教員がどのように受けとめ、どのように対処しようとしているのか（2007年度春学期からは、各教員に担当科目のアンケート結果に対する感想・意見・今後の取組みについてコメントするよう求めている。）といった点について、情報を共有し、意見交換ができるようにしている。また、FD委員会においては、全アンケートについて分析・検討を加え、それを教授会に報告し、すべての教員が他の教員の授業から採り入れるべき点を探り入れ、改善すべき点を改善できるようにしている。さらに、ある科目群の担当者の間では、全員が関係教員のアン

ケート結果を閲覧の上、分析・検討している。また、主任会では、在校生や修了生との座談会を開いて学生の意見や要望を聴取し、検討すべき課題を抽出の上、FD委員会、将来構想及び人事問題検討委員会等と連携して検討を行っている。また、「ロースクール学生の提言箱」を設置し、学生の意見や要望の把握に努め、主任会で検討の上、具体的な措置も採っている。学期ごとに教員と学生との交歓会を開き、学生の要望を把握する機会を設けている。【解釈指針5-1-1-3】《資料5-1 参照》《別添資料 35：2007年度 授業に関するアンケート（用紙）/学生による授業評価アンケート集計結果（2007年度春学期・秋学期） 参照》

第4に、教員の授業傍聴を奨励し、研究科長及びFD委員長から、少なくとも1学期に1回の傍聴を強く要請し、傍聴者には報告書の提出を求めている。なお、2007年度秋学期からは、授業傍聴がしやすいようにするために、担当教員の事前承諾を得ることなく自由に傍聴できる期間を設け、授業傍聴の促進を図っている。また、民事・刑事の模擬裁判あるいはクリニックの授業については、授業内容をビデオに撮り、教授会の終了後にその様子を再現するなどし、研究者教員に対して実務科目の授業を紹介している。

【解釈指針5-1-1-3】《資料5-2, 5-3, 5-4, 5-5 参照》《別添資料 36：授業傍聴一覧表（2008年度・2007年度）/2008年度 授業傍聴報告書内容 参照》

第5に、法曹養成のあり方、法科大学院教育の意義等に関する講演会を開催し、その参加を教員と学生の双方に呼びかけ、法科大学院における教育のあり方等について、いかなる法曹を養成すべきかに立ち返り、本質的な議論を深める機会を設けている。【解釈指針5-1-1-3】《資料5-6 参照》

第6に、文部科学省の法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づく「国際的視野と判断力をもつ法律家の養成」プロジェクトを遂行し、2004年から2006年の間、今後ますますグローバル化する国際社会で活躍できる国際的専門知識・能力を備えた法曹を養成するための、体系的な教育方法の開発と確立に取り組んできた。そして、(1)外国法科目の展開、(2)公開講座・国際セミナーを通じて国際法務の課題の究明と啓発を行い、その成果を取り入れながら、(3)「実践的国際法務トレーニング・コース」の整備に取り組んでいる。この試みは、司法試験偏重の風潮を戒め、るべき法科大学院教育のあり方を追求するものである。《別添資料 37：平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」申請書（国際的視野と判断力をもつ法律家の養成） 参照》

第7に、名古屋大学法科大学院を中心とした法科大学院等専門職大学院形成支援プログラムに基づく「実務技能教育教材共同開発共有プロジェクト」に参加して実務関連科目の授業内容、授業方法の開発・改善に努めてきた。【解釈指針5-1-1-1】【解釈指針5-1-1-3】

なお、教員向けIT講習も行い、情報環境を活用した効果的な授業の実現も進めている。

資料 5－1

学生による授業評価アンケート実施状況

実施年度	実施期間
2004 年度	春学期：7月 15 日（木）～7月 22 日（木） 秋学期：1月 21 日（金）～1月 28 日（金）
2005 年度	春学期：7月 11 日（月）～7月 19 日（火） 秋学期：1月 21 日（土）～1月 27 日（金）
2006 年度	春学期：7月 12 日（水）～7月 19 日（水） 秋学期：1月 23 日（火）～1月 29 日（月）
2007 年度	春学期：7月 5 日（木）～7月 19 日（木） 秋学期：1月 15 日（火）～1月 28 日（月）

(出典：研究科資料より作成)

資料 5－2

授業傍聴参加状況表

実施年度	参観者	
2006 年度	春学期：	0 人 秋学期： 19 人
2007 年度	春学期：	13 人 秋学期： 20 人
2008 年度	春学期：	8 人 (2008 年 5 月 1 日現在)

(出典：研究科資料より作成)

資料 5－3

授業傍聴週間について

2008年1月10日

司法研究科教員各位

司法研究科長 佐藤 嘉彦
 F D 委員会委員長 金子 正史

「授業傍聴週間」について（お願い）

法科大学院におけるF D活動（教育の内容および方法の工夫、改善を図るための取り組み）の一環として、F D委員会としては、できれば教員全員が各学期最低1回は他の教員の授業を傍聴していただきたいと考えております。

つきましては、1月16日（水）～1月28日（月）の間は、事前申込みなしに当日に直接授業を傍聴できる「授業傍聴週間」といたしますので、ご多忙のこととは存じますが、授業傍聴に積極的にご参加くださいますようよろしくお願ひ申し上げます。

法科大学院認証評価等におきましても、F D活動を組織的かつ継続的な取り組みを具体的に実施していることが要請されておりますので、よろしくお願ひいたします。

(出典：研究科資料)

資料5-4

授業傍聴申込書

年 月 日

年度 学期 授業傍聴申込書

氏名

日 時・曜 日	講 時	科 目 名	担 当 者
月 日 ()			
月 日 ()			

連絡事項

司法研究科

(出典: 研究科資料)

資料5-5

授業傍聴報告書

年 月 日

授業傍聴報告書

氏名

傍聴 科目		科目 担当者		傍聴日	
----------	--	-----------	--	-----	--

NO _____

(出典: 研究科資料)

資料 5－6

法科大学院講演会開催状況（抜粋）

開催日	内 容
2004年5月13日	Guido Calabresi 氏（アメリカ合衆国控訴審裁判所判事、前イエール大学ロースクール学長） 「ロースクール教育を見る：内からの目、外からの目」
2004年5月29日	法科大学院開設記念講演会 Antonin Scalia 氏（アメリカ合衆国最高裁判所判事） 「ロースクールの役割と法学教育の意味」
2005年1月11日	佐藤幸治氏（法科大学院協会理事長代行、近畿大学法科大学院長） 「司法制度改革と法科大学院」
2005年11月30日	佐々木茂美氏（京都家庭裁判所長） 「法曹を目指す人達へ」
2006年1月12日	園部逸夫氏（元最高裁判事） 「判例の意義と役割をめぐって」
2006年4月4日	坂元和夫氏（弁護士） 「法曹と法科大学院」
2008年5月16日	申 東雲氏（ソウル大学校法科大学教授） 「韓国における司法の改革」

(出典：研究科資料より作成)

基準 5－1－2

法科大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

(基準 5－1－2 に係る状況)

本研究科に教育研修に関する明確な指針は存在しないが、ガイドラインの設定について FD 委員会で検討中である。

教育研修に関する現状は、以下のとおりである。

第 1 に、本研究科の教員は、(1) 教育方法に関するシンポジウム、研究会、及び(2) 実務上の知見を得るために研修に積極的に参加してきた。【解釈指針 5－1－2－1】

第 2 に、実務家教員の教育研修については、そのための特別の制度は設けていないが、研究者教員の授業を積極的に傍聴するなどして、授業方法の向上に努めている。なお、本研究科では、研究者教員と実務家教員が共同して担当する科目が多く、これらの授業科目を担当すること自体が教員にとって効果的な研修の場となっている。

他方、研究者教員の教育研修については、実務科目の傍聴、実務家との共同授業ないしはその準備、実務家教員を交えた研究会の実施、実務家のゲストスピーカーの招聘、司法研修所の授業参観、弁護士会の研修への参加等により、実務上の知見の確保を図っている。【解釈指針 5－1－2－1】《別添資料 38：司法研究科 シンポジウム等参加状況 参照》

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科の研究者教員は、学外における教育方法に関するシンポジウムや研究会に積極的に参加し、さらには外部のゲストスピーカーを招聘し、教員及び学生向けに法科大学院主催の講演会を数多く主催することによって、どのような法曹を養成すべきかという理念に立ち返り、あるべき法科大学院教育に向けて前向きに取り組んでいる。

(2) 本研究科には、経験豊富な教員が多数採用されており、外国のロースクールで教鞭をとった教員も少なくないことから、これらの教員の授業を傍聴することにより、教育内容及び方法に関する高度な知見を学び取ることができる。

(3) 本研究科の授業には、複数の教員が同席して行われる授業が多く設置されているところから、共同授業に参加することにより、他の教員の教育方法に関する知見が得られる。とりわけ、教員の組み合わせが異なる場合には、同じ課題や同種の質問に対する多様な教育方法を吸収できる。また、このような授業を傍聴すれば、同様の効果が望める。

(4) 本研究科には、メールボックス、湯茶のサービス、新聞雑誌、コピー機等の置かれた教員専用のラウンジが設置されており、他教員と接触する機会が多く、教育方法について忌憚のない意見交換が行われている。

2 改善を要する点

(1) 本研究科では、教育内容及び方法の改善が重要であることを認識し、FD委員会を設置して、学生に対する授業評価アンケートを分析、検討し、その報告に基づいて教授会等で継続して積極的な意見交換を行ってきたが、さらにFD活動を活性化させ、その効果を検証していく必要がある。

(2) 以下の点の検討も必要である。

- ① 学生に対する授業評価アンケートの回収率をより高めるため、アンケートの回収方法を工夫するとともに、その結果を授業の改善に生かすため、アンケートの活用方法をさらに検討すること。
- ② 提言箱や定期的な懇談会、クレーム・コミッティー制度に加え、学生の意見がFD委員会ないし主任会に直接に伝達されるような機会を増やすこと。
- ③ 教員の研修会をより一層充実し、定期的に教育支援システムの活用や授業を録画した映像媒体を利用した意見交換を行うことを検討すること。
- ④ 授業傍聴を一層促進するための制度的な工夫をすること。
- ⑤ 本研究科における教育方法に関する教員研修プログラムのガイドラインを設定すること。

第6章 入学者選抜等

1 基準ごとの分析

6-1 入学者受入

基準 6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各法科大学院の教育の理念及び目的に照らして、各法科大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。

（基準 6-1-1 に係る状況）

1 入学者受入に係る業務体制

入学試験は、原則として本研究科の専任教員の協力の下に実施されているが、中心になるのは、「同志社大学大学院司法研究科入試実行委員会」である。委員会は、司法研究科教授会で決定した次年度の司法研究科入学試験要項に基づいて、当該入学試験の実施・運営に関する業務及び合否判定原案の検討に関する業務等を厳格に行っている。なお、委員会の構成は、原則として研究科長、教務主任及び研究主任で構成し、必要に応じて若干名の司法研究科専任教員をこれに加えている。《別添資料 39：同志社大学司法研究科入試実行委員会規則 参照》

委員会は、司法研究科の入学定員・収容定員と在籍者数が乖離しないよう、合格者発表も入学手続き状況を常に把握し、教授会で審議の上あるいはあらかじめ教授会から付託された範囲内において必要に応じて追加合格者の決定を行っている。ただし、後者の場合において、追加合格者の決定を行ったときは、直近の教授会で報告し、承認を得ている。【解釈指針 6-1-1-1】

2 アドミッション・ポリシー

本研究科は、公平性・開放性・多様性を重視し、「良心教育」、「国際性」、「高度の専門性」の3つを柱とする教育理念に基づいて、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を身に付けることにより、わが国の司法を担う法曹として活躍しようという強い意志を持つ人材を受け入れるため、アドミッション・ポリシーを設定している。《資料 6-1 参照》《別添資料 40：2008 年度第 2 回司法研究科教授会記録（抄） 参照》

本研究科の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、ならびに本研究科の教育活動等に関する重要事項を本研究科入学試験要項、ウェブサイト及びパンフレットに記載し、入学志願者に対して、広く公表している。【解釈指針 6-1-1-2】《資料 6-2 参照》《別添資料 41：2008 年度 司法研究科 入試要項・パンフレット等配布状況 参照》

資料6-1

アドミッション・ポリシー

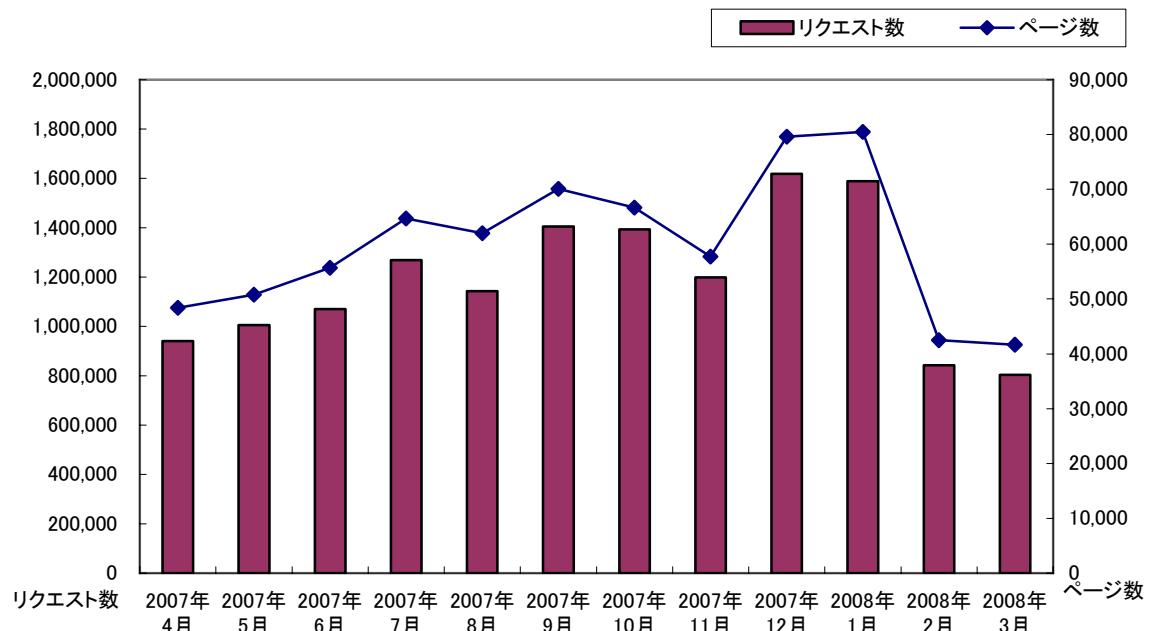
21世紀を担う法曹には、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門的知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力などの基本的資質に加え、社会や人間関係に対する洞察力、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力などが求められる。

入学者選抜にあっては、このような法曹を育成するため、公平性・開放性・多様性を重視し、法学部・法学研究科の出身者だけではなく、それ以外の学部・研究科の出身者や社会人も積極的に受け入れるとともに、法科大学院適性試験の成績だけではなく、学業成績・専門能力・資格・語学能力・職歴・活動歴なども総合的に評価し、また、語学優秀者や社会経験を有する者の特別枠などを設け、多様な人材を幅広く受け入れる。

(出典：2009年度司法研究科入学試験要項 表紙裏)

資料6-2

2007年度 同志社大学法科大学院ウェブサイト アクセス数



(出典：ウェブサイトアクセスログより作成)

基準 6－1－2

入学者選抜が各法科大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

(基準 6－1－2 に係る状況)

1 多様性

本研究科では、基準 6－1－1 で述べたアドミッション・ポリシーに基づいて多様な人材を受け入れるため、以下のような方法により入学者選抜を行うこととしている。《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 参照》

第 1 次審査では、法科大学院適性試験の成績により一定水準の能力を確認した後、適性試験と学業成績による選抜を中心とし、これ以外に、英語の語学能力・資格を重視して 40 人程度を限度に選抜する「英語能力優秀者枠」、及び自己アピールシート等をもとに各種資格・職歴・語学能力等を重視して 40 人程度を限度に選抜する「特別枠」を設けている。

第 2 次審査では、法学既修者については、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の総合成績により選抜する。そして、法学未修者については、2009 年度入試から、小論文試験のほか、出願時に 3 年を超える社会経験を有する者を面接試験で若干名選抜することとし、また、小論文及び面接の試験会場を東京にも設けることとした。

2 公平性・開放性

以上のような入学者の選抜においては、後述するように(基準 6－1－3)，同志社大学を含む特定の大学出身者を優遇する採点法や推薦入試、推薦枠などは一切設けておらず、多様性確保のために設けた上記の入試方式に従い、出願資格を有するすべての受験生に対して等しい受験機会を与え、公平性を確保している。

公平性を図るため、出題に関しては出題者を複数にし、入試実行委員会においても試験問題の内容を精査しており、また、筆記試験の答案採点に際しては、答案の匿名化を厳正に実施している。合格者の判定も、後述するように(基準 6－1－4)，入学者選抜基準に基づいて適確かつ客観的に行っている。

開放性を図るため、出願資格の形式的要件に問題がある受験希望者については、個別の入学審査を行うことにより出願資格を認めている。また、社会人が受験しやすい土曜日、日曜日を試験日としている。さらに、障がいを有する者にも、障がいの内容・程度に応じて時間延長や別室受験を認めるなど受験しやすい環境を整備している。《別紙様式 2：学生数の状況 参照》《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 2 頁，7～9 頁 参照》

基準 6－1－3

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各法科大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

(基準 6－1－3 に係る状況)

法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、本研究科のアドミッション・ポリシーに照らし、厳格な基準の下で第1次審査・第2次審査を行い、入学者を選抜している(6－1－4 参照)。優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するためには、出身校を考慮せず公平・公正に入学試験を行う必要があり、学内推薦制度は行っていない。【解釈指針 6－1－3－1】《別紙様式 2：学生数の状況 参照》《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 参照》

本研究科では、本学施設において入試説明会を実施しているほか、大阪、東京、名古屋、福岡において開催される新聞社主催の進学相談会にも参加している。また、パンフレットやウェブサイトによる広報活動を行い、公平性を担保するため、入学者選抜に当たっての審査基準等の周知徹底に努めている。《資料 6－3, 6－4 参照》《別添資料 4 2：同志社大学法科大学院ウェブサイト<入試要領>[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html] 参照》

そして、2009 年度入試からは、東京試験場における未修者入試を実施することとした。これにより、首都圏に居住する本研究科志願者にとって入学者選抜を受けやすくなっている。《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 7 頁, 9 頁 参照》

なお、本研究科では、合格者に対しても入学者に対しても、本研究科または大学への寄付を一切募集していない。【解釈指針 6－1－3－2】

資料 6－3

2007 年度 新聞社主催 進学相談会参加状況

開催日	開催地	主催	名 称
6月 30 日(土)	東京	朝日新聞社	法科大学院進学ガイダンス
7月 1 日(日)	大阪	朝日新聞社	法科大学院進学ガイダンス
6月 30 日(土)	大阪	読売新聞社	法科大学院進学相談会
6月 30 日(土)	福岡	読売新聞社	法科大学院進学相談会
7月 7 日(土)	東京	読売新聞社	法科大学院進学相談会
7月 7 日(土)	名古屋	読売新聞社	法科大学院進学相談会

(出典：研究科資料より作成)

資料6－4

2008年度 新聞社主催 進学相談会参加状況

開催日	開催地	主催	名 称
6月28日(土)	東京	朝日新聞社	法科大学院進学ガイダンス
6月29日(日)	大阪	朝日新聞社	法科大学院進学ガイダンス
6月28日(土)	大阪	読売新聞社	法科大学院進学説明会
6月28日(土)	福岡	読売新聞社	法科大学院進学説明会
7月 5日(土)	東京	読売新聞社	法科大学院進学説明会
7月 5日(土)	名古屋	読売新聞社	法科大学院進学説明会

(出典：研究科資料より作成)

基準 6－1－4

入学者選抜に当たっては、法科大学院において教育を受けるために必要な入学者の適性及び能力等が適確かつ客観的に評価されていること。

(基準 6－1－4 に係る状況)

1 入学試験の概要

本研究科入学試験における募集人数は、150人である（法学未修者50人、法学既修者100人を目安とする）。法学未修者の選抜試験（A方式）、法学既修者の選抜試験（B方式）は、それぞれ独立の試験であるが、後述の要領に従い、併願を認めている。《別添資料8：2009年度 入学試験要項1～9頁 参照》

第1次審査は、法科大学院適性試験の成績を基本に、学業成績、語学能力、専門能力・資格等を評価して選抜するとの方針で臨んでいる。大学入試センターの実施する「法科大学院適性試験」と日弁連法務研究財団・商事法務研究会の実施する「法科大学院統一適性試験」の成績の提出を受け付けている。

選考基準は、法科大学院適性試験の成績により一定水準の能力を確認した後、第1次審査の審査項目のいずれかにおいて特に優れた結果を残した志願者を受け入れることが多様な人材の確保に有効であるとの判断から、選抜のための審査項目を、①適性試験、②大学学部等における学業成績、③英語の語学能力・資格、④自己アピールシート及び法律以外の専門能力・資格等の4つに区分し、各審査項目の成績上位者を選抜することにしている。後述の社会経験を有する者を対象にした面接試験の受験者を選抜する際には、適性試験の成績が一定水準を達していることを条件に、自己アピールシートにおける社会経験と志望動機などの記載を重視して選抜を行う。《別添資料8：2009年度 入学試験 自己アピールシート 参照》

第2次審査は、法学未修者については、小論文試験により選抜を行うのを原則とするが（A1方式）、社会経験を有する者については、小論文試験に代えて面接試験による選抜も行う（A2方式）。A2方式の出願資格を有する者は、A1方式とA2方式の併願も認めている（A3方式）。法学既修者については法律科目試験（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）を行っている（B方式）。なお、法学未修者の選抜の小論文試験と法学既修者選抜試験との併願を認めている（C方式）。

優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するため、出題者間での調整や意見の交換、他の法科大学院の入学試験問題の調査・検討などを恒常的に行うことにより、入学試験問題の内容を充実させている。

2 入学者の適性及び能力等の評価

第1次審査では、すべての審査項目において法科大学院適性試験の成績が一定水準に達していることを合格の条件とすることにより、法科大学院における履修の前提として必要とされる判断力、思考力、分析力等の能力及び適性が備わっているかどうかを適確かつ客観的に評価している。また、各審査項目に関しては、①適性試験はもとより、②大学学部等における学業成績、③英語の語学能力・資格、④自己アピールシート及び法

律以外の専門能力・資格等においても、一定の客観的な基準に基づいて審査し、公平に合否を判定している。【解釈指針 6-1-4-1】

第2次審査では、法学未修者の場合、小論文試験において読解力、問題分析能力、思考力、表現力等を評価しており、2009年度から実施される面接試験においては法曹としての資質、意欲、判断力、思考力等を評価することにより、法学未修者として法科大学院における教育を受けるため、必要な適性及び能力が備わっているかどうかを適確かつ客観的に判定することとしている。また、法学既修者の場合、法律科目（憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法）の筆記試験を課すことにより、法律学に対する基本的知識、問題発見・分析能力、思考力、表現力等を評価し、法学既修者として法科大学院における教育を受けるため、要求される適性及び能力が備わっているかどうかを適確かつ客観的に判定している。

なお、法学未修者の合格判定に際しては、第1次審査及び第2次審査を通じ、法律に関係する知識・能力及び資格は一切考慮していない。

基準 6－1－5

入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。

(基準 6－1－5 に係る状況)

入学者選抜において多様な知識または経験を有する者を入学させるための措置としては、第1次審査において、適性試験の優秀者と並んで、①学業成績の優秀者、②英語能力の優秀者、③自己アピールシート及び各種の能力・資格から法曹としての適性に優れたと認められる者を、それぞれ選抜することにしている。③においては、特に、単に自己アピールシートの記載が優れているだけでなく、同シートに記載されている他の志願者にない希少な経験が、法曹としての資質につながるものであるか否かを実質的に審査して選抜している。従前の選抜方法は、別添資料43のようであったが、適性試験について最低限所定の成績を収めることを条件に、いずれかの指標において優れた者を選抜することにより、その志願者の特徴的な能力・経歴を重視した選抜ができると考え、2008年度入学試験から、このような選抜方法に改めたものである。《別添資料43：2007年度大学院入学試験要項 司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程5頁 参照》

次に、志願者全員に課す出願書類の一つである自己アピールシートの記載事項として、2009年度からは、大学在学中の専攻、ゼミで取り組んだ分野や卒業論文のテーマなどを新設し、大学において何を学んだかについても審査資料に含めることにした。これにより、志願者の社会経験のみならず、志願者が大学入学以降に得た学識・教養について、その多様性に加え、学生時代に自発的な学習態度をもって過ごしていたか、専門的知識の修得に意欲的かどうかなどといった事項についても審査資料として選抜することが可能になるものと期待される。【解釈指針6－1－5－1】

社会人等については、自己アピールシートに記載された法律以外の専門能力・資格、職務経歴、語学能力・資格等に基づいて多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価している。これに加えて、2008年度入学者に占める他学部出身者及び社会人の比率が3割を下回ったため、2009年度入学試験から、社会人の出願を促し、優秀な社会人を受け入れる機会を拡げるため、3年を超える社会経験を有する者を対象として、面接試験による選抜を新規に導入することにした。【解釈指針6－1－5－2】《別紙様式2：学生数の状況 参照》《別添資料8：2009年度 入学試験要項6～9頁 参照》

本研究科では、法学部以外の学部・研究科の出身者や社会人（本研究科では、「入学時に大学（大学院等を含む。）卒業後3年以上経過している者」をいう。）も積極的に受け入れるとのアドミッション・ポリシーの下、上記の審査方法により、他学部出身者及び社会人の占める割合が3割以上となるよう努めている。【解釈指針6－1－5－3】

入学者のうち法学部以外の学部・研究科の出身者及び社会人の占める割合は、2004年度48.71%，2005年度33.54%，2006年度41.55%，2007年度41.35%，2008年度23.17%であり、2008年度は3割を下回ったが、これまでの入試で2割に満たないことはなかった。【解釈指針6－1－5－4】《別紙様式2：学生数の状況 参照》《資料6－5 参照》

資料6－5

2008年度入学試験結果

■募集人数 150人（法学未修者50人、法学既修者100人を目安）

■第1次審査

受験者数 973人（A方式363人、B方式382人、C方式228人）

合格者数 820人（A方式312人、B方式318人、C方式190人）

■第2次審査

受験者数 667人（A方式255人、B方式251人、C方式161人）

合格者数 298人（法学未修者88人、法学既修者210人）

■追加合格者数 77人（法学未修者29人、法学既修者48人）

追加合格にともなう入学区分変更 2人（法学未修者から法学既修者へ）

■入学者数 151人（法学未修者48人、法学既修者103人）

■入学者の内訳

		法学未修者	法学既修者	全 体
入学者数		48	103	151
性別	男性	27	78	105
	女性	21	25	46
社会人		10	16	26
出身学部	法学部	43	93	136
	法学部以外の文系	3	8	11
	理系	1	1	2
	その他	1	1	2
平均年齢		24.6	24.6	24.6
適性試験平均点（大学入試センター）		76.5	76.1	76.2
適性試験平均点（日弁連法務研究財団）		169.8	165.5	166.7

■入学者の出身大学

同志社大学	49	上智大学	3
京都大学	30	慶應義塾大学	3
立命館大学	12	中央大学	2
神戸大学	6	法政大学	2
大阪市立大学	6	金沢大学	2
早稲田大学	6	九州大学	2
関西大学	5	龍谷大学	2
岡山大学	4	その他	13
大阪大学	4		

（出典：パンフレット38頁）

6－2 収容定員と在籍者数

基準 6－2－1

法科大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。

(基準 6－2－1 に係る状況)

本研究科の入学定員は 150 人であるから、収容定員は 450 人である。別紙様式 2 のとおり、2008 年 5 月 1 日現在の在籍学生数は 355 人であり、適正な水準にある。

合格者の決定に際しては、原級留置者や休学者を含む在籍者数を考慮しており、収容定員を上回る状態がないよう配慮している。【解釈指針 6－2－1－1】

在籍者数は収容定員を上回っていない。【解釈指針 6－2－1－2】《別紙様式 2：学生数の状況 参照》

基準 6－2－2

入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

(基準 6－2－2 に係る状況)

入学者数は、2004 年度 156 人、2005 年度 158 人、2006 年度 154 人、2007 年度 133 人、2008 年度 151 人である。2007 年度を除いては入学定員を確保している。

入学者数が所定の入学定員と乖離しないようにするために、追加合格の制度を設けている。追加合格者の決定に際しては、在籍者数や定着率等を考慮に入れながら、慎重に検討している。【解釈指針 6－2－2－1】《別紙様式 2：学生数の状況 参照》《資料 6－6 参照》《別添資料 8：2009 年度 入学試験要項 9 頁 参照》

資料 6－6

各年度 5 月 1 日現在の在籍者数と休学者数

	在籍者数	
	在学者数	休学者数
2004 年度	156 人	3 人
2005 年度	308 人	4 人
2006 年度	365 人	11 人
2007 年度	358 人	23 人
2008 年度	355 人	14 人

(出典：研究科資料より作成)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科では、多様な人材を確保するため、自己アピールシートにより職務経歴や専門能力・資格等を重視して第1次審査を行ってきたが、法科大学院を取り巻く環境の変化などにより社会人経験者の志願者数が漸減の傾向をみせている。そこで、これに対応して、法曹に適した資質を備えた社会人経験者を積極的に受け入れるため、2009年度入学試験から法学未修者について面接試験による選抜方式を導入した。このように、本研究科では、社会情勢の変化等に即応し、アドミッション・ポリシーに基づいて多様な学生を受け入れるため、入試制度の点検を入念に行っている。

(2) 本研究科の特徴である国際的視野を有する法曹の養成につなげるため、入試の公平性を確保しつつ、英語の語学優秀者についても優先枠を設けて積極的な受入れを行っている。

2 改善を要する点

(1) 本研究科では、優秀な法曹となる資質を備えた学生を選抜するため、法学未修者・法学既修者に共通の試験である法科大学院適性試験の成績を基本に、学業成績、語学能力、専門能力・資格等を総合的に評価して選抜している。しかし、入学試験の成績と入学後の学業成績、修了後の司法試験の結果との相関関係が必ずしも明らかではないので、これらを科学的に分析し、入学試験のあり方の検討に生かす必要がある。

(2) 本研究科では、多様な知識及び経験を有する他学部出身者及び社会人を受け入れるため、第1次審査における自己アピールシートを重視した選抜枠設定や第2次審査における社会経験を有する者を対象とした面接試験の導入など、入試制度の改善に取り組んできた。しかし、他学部出身者及び社会人を将来にわたって継続的かつ安定的に受け入れができるかどうかは、他学部出身者及び社会人の志願状況によっても左右されるので、本研究科が他学部出身者及び社会人を安定的に受け入れるため、既に実施した入試制度の改革が有効かつ適切であるか、その規模が十分であるか否かを毎年継続的に点検する必要がある。

第7章 学生の支援体制

1 基準ごとの分析

7-1 学習支援

基準7-1-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各法科大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。

(基準7-1-1に係る状況)

1 入学前のガイダンス

入学前に、入試合格者や入学予定者を対象としたガイダンスを行い、入学後の学修が円滑に進められるよう配慮している。合格発表直後の10月には合格者向けガイダンスを開催し、カリキュラムの説明、模擬授業、修了生による座談会等を行っている。また、翌年1月には、入学予定者向けガイダンスを開催し、カリキュラムや授業の内容の説明のほか、入学までに行うべき授業準備についての指導、在学生によるアドバイス、個別相談等を行っている。なお、入学までの授業準備の内容は、本研究科のウェブサイトにも掲載している。《別添資料14：司法研究科合格者向けガイダンスについて（ご案内）、同プログラム/入学予定者向けガイダンスについて（ご案内）、同プログラム 参照》《別添資料44：同志社大学法科大学院ウェブサイト<2008年度入学試験合格者向け「入学までの授業準備について」> [http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/071126_jugyoujunbi.html] 参照》

2 入学時のオリエンテーション

入学時には、授業開始前に数日間にわたり新入生を対象としたオリエンテーションを実施している。【解釈指針7-1-1-1】その主な内容は、以下のとおりである。《別添資料15：2008年度司法研究科オリエンテーション・登録関係日程表（2008年度生）/2008年度登録袋封入書類一覧表（司法研究科）参照》

（1）研究科紹介

全新入生を対象として、科目登録や授業・予習内容等に関する資料を配付するとともに、指導教授制、オフィスアワー制度、自習室の利用方法等の基本事項について説明する。

（2）施設説明

教室、自習室、図書室等の施設を案内する。

（3）履修指導・必修科目説明会

法学未修者と法学既修者に分け、それぞれについてカリキュラムの特色や科目登録上の注意点等に関して説明する。

（4）基礎学力向上委員による指導

全新入生を対象とし、法科大学院における学習方法、目標設定と学修計画の立て

方等について説明、指導する。

(5) 選択科目説明会

選択科目についてシラバスを補充し、授業内容等をより具体的に示すため、各科目の担当者が順次説明する。

(6) 選択科目個別相談

選択科目の担当教員が面談、メール等の方法により学生の相談に個別に応じる。

(7) 履修に関する個別相談

履修の方法等について、在学生が新入生に対して個別に相談に応じる。

(8) 法情報調査入門

全新入生を対象として、学習上必要となる法情報の処理について講習会を行う。

(9) オンライン・データベース講習会

全新入生を対象として、本学学生が利用できる法律データベースの操作方法等の講習会を行う。

履修指導・必修科目説明会を法学未修者と法学既修者に分けて行うことにより、法律基本科目の内容や位置づけなどに關し、法学未修者と法学既修者のそれぞれに固有の履修上の注意点を指摘し、学修が適切に行われるよう配慮している。特に、法学未修者に対しては、1年次に配当されている法律基本科目（A群科目）の内容や意義を説明し、1年次の学修が円滑に行われるよう努めている。【解釈指針7-1-1-2】

法学既修者に対しては、理論教育と実務教育の架橋を図るため、履修指導・必修科目説明会において、カリキュラム内の理論科目と実務科目の関係について説明しているほか、選択科目説明会においても理論教育の重要性とともに実務教育の必要性を説いている。【解釈指針7-1-1-3】《別添資料45：司法研究科 2008年度 選択科目説明会スケジュール/2008年度司法研究科 選択科目個別相談 参照》

3 入学から修了までの履修指導

入学から修了までの在学期間中、指導教授制、オフィスアワーなどを通して隨時、適切な履修指導ができる体制がとられている。また、4月の科目登録時における上記の選択科目説明会、選択科目個別相談、履修に関する個別相談は、新入生だけでなく2年次生及び3年次生も対象とするものである。さらに、多くの実務関連科目は、登録前に説明会やガイダンスを実施し、授業内容の周知を図っている。《別添資料17：「刑事訴訟実務の基礎」受講前準備事項の連絡（ガイダンス資料） 参照》《別添資料46：選択科目・課外科目説明会資料（「模擬裁判」についての説明） 参照》なお、春学期及び秋学期の初めには、教員と学生との交流ティーパーティを行い、軽食を取りながらフランクに話ができる機会を設けている。【解釈指針7-1-1-4】

基準 7－1－2

各法科大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。

(基準 7－1－2 に係る状況)

教員と学生との間のコミュニケーションを図るために、各教員は、オフィスアワーを設け、日時、面談方法等を学生に周知して、勉学等の相談に応じている。教員によるばらつきはあるが、教員によっては、頻繁に学生がこれを利用している。授業に関する質問については、授業終了後にも、教室脇のラウンジで、時間のある限り学生からの質問に応対している。《資料 7－1、7－2 参照》

また、教員・学生交流ラウンジ、学生共同研究室に努めて足を運び、学生が気軽に相談できる機会を努めて設けるよう心がけている教員も存在している。

オフィスアワーの制度については、「法科大学院シラバス・履修の手引」に掲載するとともに、新入生オリエンテーション時の研究科紹介で説明している。教員別の実施時間・場所、連絡方法については、学期ごとに一覧表を作成して掲示するとともに、学生に配付し、周知している。【解釈指針 7－1－2－1】《別添資料 47: 司法研究科 専任教員 オフィスアワー（2008 年度春学期） 参照》

その他の学習相談、助言体制として、学生約 10 人に対して 1 人の指導教授を配置し、多様な相談に応じられるようにしている。面談場所として用意している設備は第 10 章記載の教員・学生交流ラウンジであるが、教員ラウンジや教員の個人研究室も使用されている。【解釈指針 7－1－2－2】《資料 7－3 参照》

また、司法研究科事務室には、学生からの提言箱を設けている。提言については、すみやかに主任会で対応を検討し、改善できるものについては、提言を採用している。たとえば、学期末試験の学生の参考答案を閲覧できるようにしているが、これは、学生の提言を取り入れ、実施したものである。《資料 7－4 参照》

2006 年度からは、学生と担当の教員との意見交換会を実施して、法科大学院のカリキュラムや学習環境等について意見を聴取する場を設けている。また、インフォーマルなコミュニケーション手段として、春学期・秋学期の開始時期に教員と学生が参加する交歓会等を開催している。

資料 7－1**オフィスアワー**

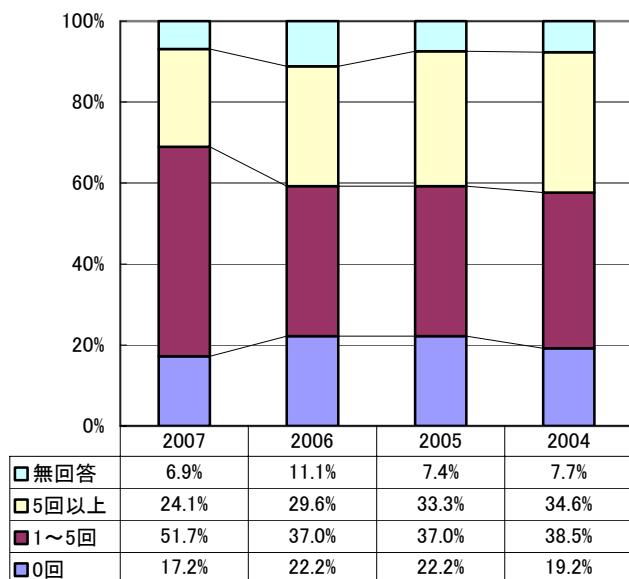
各教員は、学生からの質問を受け付けるため、オフィスアワーの時間を設けています。時間、連絡方法については掲示で確認をしてください。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 157 頁)

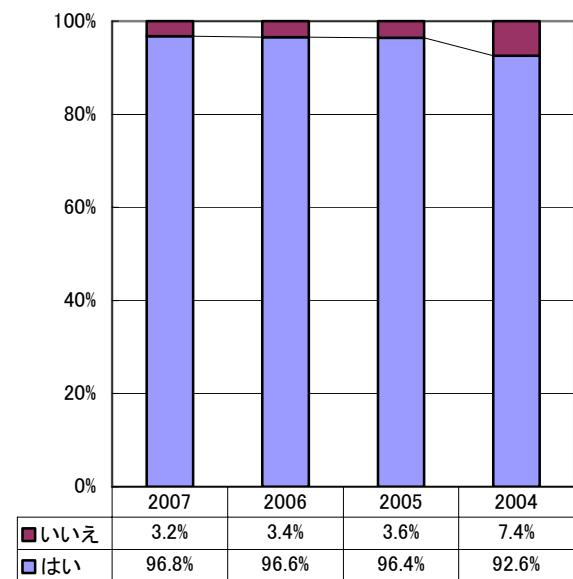
資料7-2

オフィスアワー利用状況

Q2. 利用頻度はどれぐらいでしたか？（回／月）



Q6. オフィスアワー以外で学生の相談に応じましたか？



(出典：オフィスアワーアンケートより抜粋)

資料7-3

指導教授

司法研究科では、学生各人に担当の指導教授を決めています。担当の指導教授名は、登録関係書類とともに配付します。

指導教授は、奨学金出願時の所見欄記入、推薦状の作成等の他、オフィスアワーの時間帯等を利用して学業成績などを参考に面談をし、学習に関する個別指導を行います。連絡の方法は、電子メール、掲示、電話等、各教員によって異なります。この個別指導はできるだけ受けるようにしてください。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 157頁)

資料7-4

ロースクール学生の提言箱

学習環境の充実について、皆さんからの建設的な提言を受け付けています。提言箱が司法研究科事務室カウンターにありますので、必ず学生ID、氏名を記載した上で、司法研究科長あてに入れてください。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 170頁)

基準 7－1－3

各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

(基準 7－1－3 に係る状況)

1 アカデミック・アドバイザーによる学習支援

複数の若手弁護士が、アカデミック・アドバイザーという名称で、月曜日から金曜日の正課授業終了後（19時から21時まで）、第10章記載のアカデミック・アドバイザーリームで学習支援・相談に当っている。これによって、学生は、若手弁護士に学習方法やさまざまな勉学上の悩みを気軽に相談できる機会が与えられる。特に、法学未修者にとっては、教員には聞きにくいような初步的な疑問であっても質問をすることができる。これに加えて、アカデミック・アドバイザーは、希望した学生を対象にグループ学習の指導も行い、基礎学力の向上を図っている。《資料 7－5, 7－6 参照》《別添資料 48：アカデミック・アドバイザー依頼状 参照》

アカデミック・アドバイザーの人数は、2004年度が8人、2005年度が16人、2006年度が17人、2007年度が21人、2008年度が27人である。

資料 7－5

アカデミック・アドバイザー

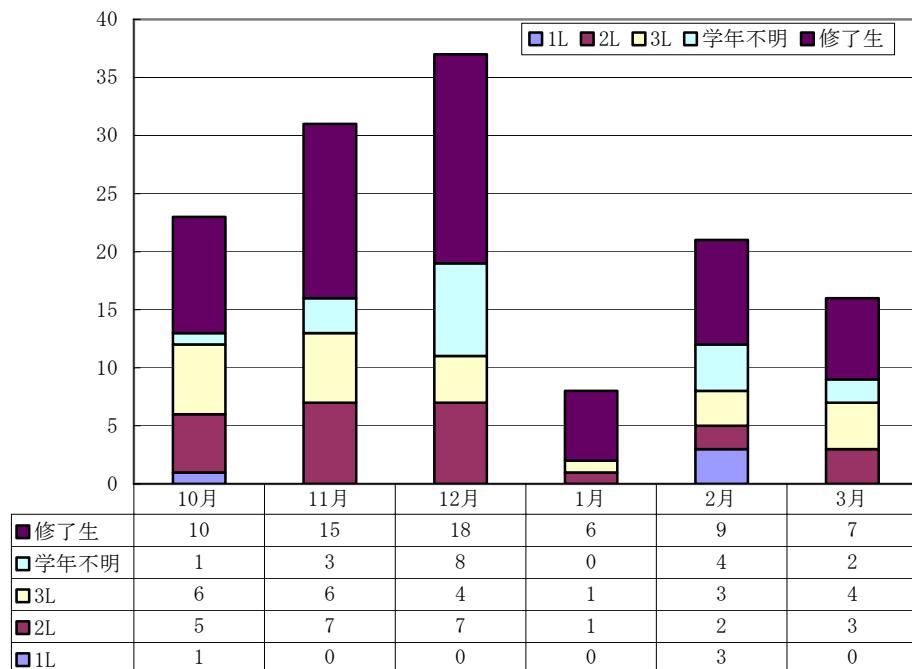
弁護士として活躍されているアカデミック・アドバイザーの方々に学習上のさまざまな相談を受けることができます。相談は寒梅館5階のアカデミック・アドバイザーリーム等で行います。具体的な相談日等は各月のはじめに掲示によりお知らせします。

○相談時間 19:00～21:00

（出典：2008 法科大学院・履修の手引 163 頁）

資料 7－6

アカデミック・アドバイザー利用状況（2007年度秋学期）



（出典：研究科資料より作成）

2 ティーチング・アシスタントによる学習支援

本学の法学研究科博士前期課程・後期課程等の学生も、ティーチング・アシスタントという名称で、学習支援に当たっている。「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づいて、ティーチング・アシスタントとして任用している。ティーチング・アシスタントは、学生に対する学習上の指導・相談、演習の運営補助、授業教材の準備などの教育補助業務を行うことができる。各科目担当者の中には、ティーチング・アシスタントに学生への質問も対応させている場合もある。《別添資料 49：同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規/ティーチング・アシスタント（TA）実施要領 参照》

3 修了生による学習支援

2007 年度からは、「修了生による教育補助」の制度も設け、修了生の中から優秀な者を選抜し、学生の自主的な学習の指導に当たらせている。《別添資料 51：2008 年度 修了生による教育補助業務に関する実施要領/2008 年度 修了生による教育補助業務に関する実施細則 参照》

4 図書室のレファレンス・サービス

図書室のレファレンス・カウンターでは、専門の担当者が、学生の法律文献等の検索と収集を補助している。(詳細は第 10 章参照)

5 メディア支援

メディア・サポーター 1 人を配置し、情報機器の使用についての支援・相談に応じている。《資料 7-7 参照》

資料 7-7

メディア・サポーター

データベースや CD-ROM の検索や機器の操作、個人のパソコンの利用について気軽に相談してください。サポーターの対応時間等は、掲示によりお知らせします。詳細は司法研究科事務室に問い合わせてください。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 163 頁)

7-2 生活支援等

基準7-2-1

学生が在学期間中に法科大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

(基準7-2-1に係る状況)

1 奨学金

学生に対する経済的支援体制として、以下のとおり各種の奨学金制度が整備されている。

まず、本研究科の独自の奨学金制度として、同志社大学大学院司法研究科奨学金及び同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金の制度がある。前者は、成績優秀者に対して年間の授業料相当額ないし授業料相当額の半額を給付するものである。後者は、学費の支弁に支障のある学生に対して授業料相当額を限度として無利息で貸与するものであり、原則として希望者全員に貸与している。これらの奨学金制度は、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程」、「同志社大学大学院司法研究科奨学金規程細則」、「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程」及び「同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程細則」により運用されており、入学試験要項や研究科パンフレット、本研究科ウェブサイトにその概要を掲載し、内容の周知に努めている。【解釈指針7-2-1-1】

これらの奨学金制度の目的は、優秀な学生が経済事情にかかわらず、入学して勉学に専念できる環境を作ることにより、さまざまなバックグラウンドを有する学生が入学できる機会を確保することにある。《資料7-8, 7-9 参照》《別添資料8：2009年度入学試験要項12頁 参照》《別添資料52：同志社大学大学院司法研究科奨学金規程/同志社大学大学院司法研究科奨学金規程細則 参照》《別添資料53：同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程/同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金規程細則 参照》《別添資料54：同志社大学法科大学院ウェブサイト <学費・奨学金> [http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/free_scanship.html] 参照》

このほか、日本学生支援機構大学院奨学金も出願が可能であり、学生に周知している。日本学生支援機構大学院奨学金については、別添資料55のとおりその被推薦者の選考基準を定め、利用している。学生は、日本学生支援機構の基準の範囲内で、本学の奨学金と併用することができる。【解釈指針7-2-1-1】《別添資料55：日本学生支援機構大学院奨学金選考基準/2008年度日本学生支援機構奨学金奨学生候補者選考の基準について（抜粋） 参照》

さらに、民間・地方公共団体奨学金の応募紹介があった場合は、学生に周知している。《別添資料56：同志社大学ウェブサイト<奨学金手続最新情報> [http://www.doshisha.ac.jp/students/support/shougaku/] 参照》

奨学金をはじめとする学生生活の支援は、大学全体の学生支援センターが行っている。

2 学生生活に関する相談・助言、支援体制

学生の健康面に関する支援を行う機関として、本研究科のある建物内に厚生館保健セ

ンターがある。同センターは、月曜日から金曜日までの定められた時間帯に診療を行っており、学生については、受診者に代わって大学が医療費（保険診療分のうち自己負担分）を同センターに支払うことになっている。なお、同センターは、学生健康診断も毎年1回実施している。【解釈指針7-2-1-2】《資料7-10 参照》

《別添資料57：同志社大学ウェブサイト＜厚生館保健センター＞[<http://www.doshisha.ac.jp/information/facility/kousei/index.php>] 参照》

さらに、本大学の学生全員のためのカウンセリング・センターがあり、学生生活上の悩みや心理的な悩み等の相談その他のサポートをしており、本研究科の学生も利用している。【解釈指針7-2-1-2】《資料7-11 参照》《別添資料58：同志社大学ウェブサイト＜カウンセリング＞[<http://www.doshisha.ac.jp/students/healthcare/>] 参照》

本研究科の学生に特有の問題に関する生活相談等については、前述の指導教授や、学生の希望する教員も、適宜相談に応じており、本研究科事務室が相談に応じることもある。なお、相談を受けた場合は、学生のプライバシーに配慮しながら、学内の関係部課とも連携をとり、相談に対応している。【解釈指針7-2-1-2】

キャンパス・ハラスメントについては、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止に関する内規」、「同志社大学キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドライン」に従い、相談員が配置されている。「キャンパス・ハラスメント防止のために」という標題でパンフレットを作成し、学生をはじめとする本学のすべての構成員に対して、キャンパス・ハラスメント防止のためのガイドラインやそのための内規を周知している。【解釈指針7-2-1-2】《別添資料59：キャンパス・ハラスメント防止のために 参照》《別添資料60：同志社大学ウェブサイト＜キャンパス・ハラスメントの防止＞[<http://www.doshisha.ac.jp/students/healthcare/harassment.php>] 参照》

資料7-8

奨学金を希望するとき

事項	窓口	摘要
奨学金を希望するとき	学生支援課奨学係 (寒梅館1階)	日本学生支援機構奨学金、同志社大学の奨学金、民間・地方公共団体の奨学金などの窓口です。 同志社大学司法研究科奨学金 (学業成績優秀者の中から選考。公募はしません。) 同志社大学司法研究科貸与奨学金 <u>募集期間、方法については、掲示により周知されるので、注意してください。</u>

(出典: 2008 法科大学院・履修の手引 166 頁)

資料7-9

同志社大学大学院司法研究科奨学金採用状況

学年		採用者数	給付額(円)
1	全額	4人	4,316,000
	半額	25人	13,487,500
2	全額	9人	10,359,000
	半額	15人	8,632,500
3	全額	3人	3,453,000
	半額	5人	2,877,500
計	全額	16人	18,128,000
	半額	45人	24,997,500
	合計	61人	43,125,500

同志社大学大学院司法研究科貸与奨学金採用状況

学年		採用者数	貸与額(円)
1	入学前	全額	46人 24,817,000
		半額	7人 1,888,250
	秋学期	全額	47人 25,356,500
		半額	5人 1,348,750
2	春学期	全額	46人 26,473,000
		半額	7人 2,014,250
	秋学期	全額	54人 31,077,000
		半額	6人 1,726,500
3	春学期	全額	17人 9,783,500
		半額	0人 0
	秋学期	全額	16人 9,208,000
		半額	0人 0
計	春学期(入学前)	全額	109人 61,073,500
		半額	14人 3,902,500
	秋学期	全額	117人 65,641,500
		半額	11人 3,075,250
合計		251人	133,692,750

(出典: 学生支援センタ一年報 2007 より抜粋)

資料 7-10

厚生館保健センター

- ◆ 毎年1回定期健康診断を行っています。
- ◆ 診療（内科）

		寒梅館2階
開室時間 (健康相談含む)	月～金	9：00～12：00 13：00～21：00 土 9：00～12：00
診療時間	精神保健相談	水 予約制
	一般診療	月・水・木 13：00～16：00 (受付は15：30まで) 火・金 14：00～18：00 (受付は17：30まで)

※休暇中などは変更になることがあります。

事項：病気・けが・その他学内での救急処置、心身の悩みがあるとき

摘要：通常の診察や定期健康診断など寒梅館2階の厚生館保健センターを訪ねてください

診療時間外でも救急業務は行っており、緊急時にはセンターより看護師が直ちに出向きます。

保険診療の自己負担分は大学が負担するため、厚生館保健センター窓口での支払いはありません。

受診に際しては学生証と健康保険証あるいは遠隔地被扶養者証が必要です。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 168頁)

資料 7-11

カウンセリングセンター

今出川校地 待辰館1階北側	
月・水・金	9：00～11：30 12：30～17：00
火・木	9：00～11：30 12：30～19：00
土	9：00～12：00

事項：学業・性格・心理・進路等の問題や悩みに関するこ

摘要：・修学上の問題、留学、課外活動など

- ・性格、対人関係、異性関係など
- ・心理上の悩み、心身の健康など
- ・生活体験、能力、適性など
- ・経済上の問題、下宿、不測の事故、トラブルなど

カウンセリングセンターに直接訪ねてください。友人や家族と一緒に結構です。電話（075-251-3275）による相談も受け付けています。

(出典：2008 法科大学院・履修の手引 168頁)

7-3 障害のある学生に対する支援

基準7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

(基準7-3-1に係る状況)

障がい学生支援体制（本学では、人を意味するときのみ可能な限り「障がい」の表記を用いている。）を検討する全学的な組織として「学生主任連絡会議」があり、障がい学生が一般の学生と同等の教育環境で就学を可能にするとの方針に従い、その実現方法の検討を行っている。

日常的な障がい学生支援業務は、本学の学生支援センターの学生支援課の担当であり、障がい学生支援関連の窓口業務（学生との相談、制度利用の登録申請受付等）とともに、実際の支援活動（ノートテイクやパソコン通訳等）に当たるサポートスタッフ（主に学生スタッフ）の募集、登録、派遣業務も行っている。

学部の障がい学生に対しては、他の学生と等しい条件の下で教育を受けられるようになる「講義保障」が行われているが、法科大学院等の大学院生の場合は「講義保障」ではなく、「講義補助」となる。その理由としては、支援業務を行うサポートスタッフの大半は学部生スタッフが行っているため、派遣されたサポートスタッフが法科大学院等の講義を理解して、十分なノートテイキング等ができるかが問題になる。したがって、大学院生については、完全な「保障」はできず、「補助」的な支援にとどまっている。

なお、現在のところ、障がい学生支援を必要とする学生は、入学していない。【解釈指針7-3-1-3】《別添資料61：同志社大学障がい学生支援制度の基本方針 参照》《別添資料62：案内パンフレット<2008>障がい学生支援制度/教職員のためのガイド<2008>障がい学生支援制度 参照》《別添資料63：支援活動の内容・種類/障がい学生支援制度 参照》《別添資料64：同志社大学ウェブサイト<障がい学生支援制度>[<http://www.doshisha.ac.jp/students/support2/shogai/>] 参照》

本研究科の施設である寒梅館は、身体障がい者の利用に配慮した施設が充実しており、建物へのアクセスのためのスロープ、建物内の身障者用エレベーターや身障者用トイレ及び身障者用の駐車スペース、点字表示等が備わっている。《別添資料65：同志社大学ウェブサイト<身障者用施設 MAP 今出川校地>[http://www.doshisha.ac.jp/students/support2/shogai/barrier_free.php] 参照》

備品についても、各種の障がい者の受講や勉強を補助するための機器等（視覚障がい者用パソコン、各種点字図書品等）は、本学において既に多く揃っているが、必要に応じて新しく購入することによりさらに充実させることができる。【解釈指針7-3-1-2】

入試については、アドミッション・ポリシーに従い、できる限り身体障がい者にとって受験しやすい環境を整備している。受験者には、受験方法及び入学後の就学についての要望を申し出るよう、入試要項及びウェブサイトに記載し、周知している。第2次審査では、身体障がい者から受験の希望があり、かつ事前の申し出があった場合、そのニ

ーズに合わせて、個々に対応しており、できる限り健常者と同水準の受験環境を提供するよう努めている。ちなみに、2006年度入試においては、1人の聴覚障がい者から申し出があったため、試験当日の試験監督の指示等は音声だけではなく、板書など、当該受験者も分かるような方法により行っている。【解釈指針7-3-1-1】《別添資料8:2009年度 入学試験要項9頁 参照》《別添資料42:同志社大学法科大学院ウェブサイト<入試要領>[http://law-school.doshisha.ac.jp/02_entrance_ex/prospectus.html] 身体に障害のある受験生の受験に際しての要望について 参照》

今後は、本学の方針に従い、学生のニーズに合わせて、具体策を講じることになる。なお、施設の改良等については、施設部と学生支援センターと協議した上、具体的な対応策を決定して実施する。【解釈指針7-3-1-2】【解釈指針7-3-1-3】

7-4 職業支援（キャリア支援）

基準7-4-1

学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

（基準7-4-1に係る状況）

キャリア支援は、本研究室事務室が窓口となり、キャリア支援担当の3人の専任教員及び本研究科から選出している全学の就職委員会委員が対応している。具体的な内容は、以下のとおりである。《別添資料32：2008年度 司法研究科内の各種委員会委員等 参照》

2007年度から、希望する修了生から自己紹介書の提出を受け、法科大学院教員等の関係者の閲覧に供し、同志社諸学校出身の法曹からなる「同志社法曹会」にも情報を提供して、就職の斡旋を働きかけている。

また、大学主催で行われる企業との就職懇談会（東京、大阪）に就職委員が参加して、採用の働きかけをしている。企業等からの求人募集や就職説明会の案内があった場合には、掲示等により学生に周知している。さらに、企業等が就職関係の説明会の開催を申し入れた場合には、会場を提供するなどをして積極的に対応している。《別添資料66：企業法務に関する説明会案内 参照》

本研究科修了生の組織である「寒梅会」や実務家教員の協力を得て、適時、就職説明会や就職座談会、講演会を開催し、さらに、日本司法支援センター（法テラス）に関する説明会を学内で開催するなど、学生の法曹としてのキャリア設計を促す機会を設けている。《資料7-12 参照》

また、正課のエクステーンシップや海外インターンシップ、外国法実地研修等を通して、本研究科の学生が実際に法律実務に携わり、外部の実務家と接する機会をできる限り多く提供している。これにより、理論だけではなく、法律に対して臨床的な理解を持つ法曹としての人材を育成し、活躍の場を拓げるよう努めている。《資料7-13 参照》

なお、本研究科の学生も全学的な就職支援組織であるキャリアセンターを利用することができる。《別添資料67：同志社大学ウェブサイト＜キャリアセンター案内＞[<http://www.doshisha.ac.jp/career/>] 参照》

このほか、明治大学を中心とする12大学の法科大学院と共同で、2007年度文部科学省専門職大学院等教育推進プログラムに採択された「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」プロジェクトに取り組んでいる。このプロジェクトは、プロジェクトが管理運営するウェブサイト「ジュリナビ」を通じて、法科大学院在学生と修了者にキャリアプランニングの支援を行うとともに、法曹・法務関係の求人・求職情報をデータベース化して就職支援を行い、法科大学院修了者が法律専門職に円滑に就くことができるようになるためのシステムを構築するものである。ウェブサイトは、2008年5月から本格的に稼動し、6月中旬からは求人情報が公開され、本研究科修了生、在学生も利用している。

《別添資料68：平成19年度「専門職大学院等教育推進プログラム」申請書（全国法曹キャリア支援プラットフォーム）参照》《別添資料69：「ジュリナビ」ウェブサイト [<https://www.jurinavi.com/>] 参照》

資料 7-12

就職座談会等開催状況

月 日	名 称
2007年3月8日	就職ガイダンス
2007年9月29日	就職座談会
2008年3月8日	就職座談会
2008年6月4日	日本司法支援センター（愛称「法テラス」）に関する説明会

（出典：研究科資料より作成）

資料 7-13

エクスターンシップ、外国法実地研修及び海外インターンシップ履修者数

	エクスターンシップ	外国法 実地研修 A	外国法 実地研修 B	海外インターンシップ
2005年度	21人	—	—	—
2006年度	28人	—	—	—
2007年度	16人	3人	4人	3人
2008年度	37人	—	21人	6人

（出典：研究科資料より作成）

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科の奨学金制度は、成績優秀者に対する授業料相当額ないし授業料相当額の半額の給付、及び希望者全員に対する無利息による授業料相当額を限度とした貸与を内容とするものであり、本研究科の経済支援体制は充実している。こうした経済支援体制により、さまざまなバックグラウンドを有する学生に対して、経済状況にかかわらず、法科大学院における学修に専念できる環境が整えられている。

(2) 本研究科では、弁護士が学生の相談に応じるアカデミック・アドバイザー制度を設けているが、担当弁護士の年齢が比較的学生に近く、また、男性弁護士と女性弁護士がほぼ同数いることもあり、学生は、学習方法や勉学上の悩みのほか学生生活や進路などさまざまな相談をし、アカデミック・アドバイザー制度を積極的に活用している。アカデミック・アドバイザー制度は、教員の指導に加え、さらにきめ細かく学習及び学生生活に関して適切な助言・指導を行うものとして極めて有効に機能している。

2 改善を要する点

(1) 本研究科では、学生と教員のコミュニケーションを図るための制度として、オフィスアワーを設けているが、オフィスアワーにおいて、常に多くの学生の質問や相談に対応している教員が相当数いる一方、学生による利用がそれほど多くない教員も存在しており、教員によって学生の利用状況にはばらつきがある。学生の利用率が低い場合については、その原因を検証し、この制度をより有効に機能させるための工夫・努力が必要である。

(2) 本研究科では、指導教授制度を設け、学業成績などを参考に学修に関する個別指導を行っているが、よりきめ細かい指導を徹底するため、各学生の能力や適性に応じて学修面とともに学生生活全般についても相談・指導を行うよう、一層の検討と努力が必要である。

(3) 法科大学院の修了生の就職は、司法試験に合格しても、法曹人口の増加に伴い厳しい状況にある。今後、本学出身の法曹との連携をより深めるなど、司法試験合格者に対する就職支援の強化を図る必要がある。また、本研究科の修了生の中には、法曹以外の道を選択しようとする者も一定数存在するから、こうした修了生に対する就職支援策を具体的に検討することも必要である。

第8章 教員組織

1 基準ごとの分析

8-1 教員の資格と評価

基準8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

(基準8-1-1に係る状況)

本研究科には、別紙教員一覧記載のとおり、専任教員37人、兼任教員10人、兼任教員40人と、教育上必要な教員が置かれている。

本研究科の専任教員については、担当科目、略歴、最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績、学外での公的活動や社会貢献活動を本研究科ウェブサイトで公表している。兼任教員、兼任教員についても、担当科目、略歴にとどまらず、主な業績、社会活動歴、著書等をウェブサイトで公表するようにしている。これに加えて、本研究科のパンフレットにおいても、すべての専任教員、兼任教員、兼任教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。【解釈指針8-1-1-1】《別紙様式3：教員一覧 参照》《別添資料1：パンフレット12～29頁 参照》《別添資料70：同志社大学法科大学院ウェブサイト<教員紹介>例 [http://law-school.doshisha.ac.jp/04_teacher/teacher_01.htm] 参照》

基準 8－1－2

基準8－1－1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

- (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者
- (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(基準8－1－2に係る状況)

別紙様式3「教員一覧」に記載した本研究科の専任教員37人のうち研究者教員の28人は、それぞれの専攻分野について、教育上または研究上の業績を有しており、実務家教員の9人は、特に優れた知識及び経験を有する者である。そして、37人全員が、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者である。

本研究科の専任教員については、その略歴、最近5年間の研究上の業績を含む主要な研究業績、学外での公的活動や社会貢献活動を本研究科ウェブサイトで公表している。これに加えて、本研究科のパンフレットにおいても、すべての専任教員の略歴と社会貢献活動を紹介している。【解釈指針8－1－2－1、8－1－2－2】《別添資料70：同志社大学法科大学院ウェブサイト＜教員紹介＞例〔http://law-school.doshisha.ac.jp/04_teacher/teacher_01.html〕参照》《別添資料1：パンフレット12～29頁 参照》

専任教員の新規採用に際して本基準8－1－2を満たす必要があることは、同志社大学大学院教員任用内規4条の定めるとおりである。《別紙様式3：教員一覧 参照》《別添資料71：同志社大学大学院教員任用内規 参照》

専任教員37人のうち、本研究科の専任ではあるが他の学部・大学院（博士課程前期課程）の専任教員は5人である。この5人は、本学法学部法律学科及び大学院法学研究科私法学専攻または公法学専攻における専任教員数に算入されている。この人数は、本研究科に置くものとされている教員数30人の3分の1である10人の範囲内である。また、専任教員37人のうち、24人は、大学院法学研究科私法学専攻または公法学専攻の博士課程後期課程の専任教員数に算入されている。【解釈指針8－1－2－3、8－1－2－4】

基準 8－1－3

教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

(基準 8－1－3 に係る状況)

本研究科の教員採用体制は、①専任教員、②本学法学部をはじめとする本学教員に対する兼担委嘱により任用される兼担教員、③学外の大学教員、法曹関係者その他の適任者に対して、嘱託講師としての科目担当委嘱により任用される兼任教員の三種に大きく分けられる。このうち専任教員と兼任教員については、客員教員として任用がある。

専任教員の採用及び昇任は、「同志社大学教員任用規程」及び「同志社大学大学院教員任用内規」の定める基準に従い、「同志社大学大学院司法研究科教授会における人件審議に関する内規」の定める手続に従って行われている。専任教員の採用及び昇任、客員教員の採用については、すべて本研究科教授会において業績・研究報告委員3人を選考する。そして、業績・研究報告委員は、研究上の業績、教育上の業績及び社会貢献活動を審査した上、教授会において報告を行い、これを受けて教授会が審議、決定している。

兼担教員、兼任教員の任用については、「司法研究科教授会における兼担教員・兼任教員の基準および手続きに関する申し合わせ」の定める手続に従って行われている。

兼任教員の任用は、「同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」の定める手続に従って行われている。兼任教員の採用については、研究業績、教育経験及び社会貢献活動に関し記載した履歴書、業績書を教授会の審査資料として選考することになっている。兼任教員の採用については、研究業績、教育経験及び社会貢献活動に関し報告を受け、本研究科教授会において審議、決定している。

客員教員として任用されるときは、専任教員としての任用であると兼任教員としての任用であると問わず、「同志社大学客員教員規程」の適用を受け、本研究科内の手続については、前述した「同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規」が適用される。《別添資料 71：同志社大学大学院教員任用内規 参照》《別添資料 72：同志社大学教員任用規程 参照》《別添資料 73：同志社大学大学院司法研究科教授会における人件審議に関する内規 参照》《別添資料 74：司法研究科教授会における兼担教員・兼任教員の基準および手続きに関する申し合わせ 参照》《別添資料 75：同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規 参照》《別添資料 76：同志社大学客員教員規程 参照》

8－2 専任教員の配置と構成

基準 8－2－1

法科大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第2号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員1人当たりの学生の収容定員に4分の3を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき1人の専任教員が置かれていること。

（基準 8－2－1 に係る状況）

本研究科の専任教員は、他の専門職大学院の専任教員として取り扱われていない。【解釈指針 8－2－1－1】

上記基準により必要とされる専任教員数は、本研究科の1学年の入学定員が150人であるから30人であるが、十分な法曹教育を行うため、37人の専任教員を置いている。

【解釈指針 8－2－1－5】37人うち、半数以上にあたる35人が教授である。【解釈指針 8－2－1－2】《別紙様式3：教員一覧 参照》

法律基本科目については、憲法2人、行政法2人、民法8人、商法6人、民事訴訟法2人、刑法2人、刑事訴訟法3人と、いずれの科目についても、当該科目を適切に指導できる複数の専任教員を置いている。【解釈指針 8－2－1－3, 8－2－1－4】《別紙様式4：科目別専任教員数一覧 参照》

ただし、行政法の専任教員2人のうち1人は、本研究科の租税法担当教員でもあり、また、法学部の行政法担当教員の応援が不可欠な状態にある。

基準 8－2－2

専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

(基準 8－2－2 に係る状況)

本研究科の専任教員 37 人の系別、科目別の内訳は、別紙様式 4 のとおりである。基礎法学・隣接科目を担当する専任教員は、7 人、展開・先端科目を担当する専任教員は 16 人である。《別紙様式 4：科目別専任教員数一覧 参照》

本研究科の教育理念となる 3 本の柱は、良心教育、国際主義、高度の専門性である。特に、基礎法、外国法の科目を多数設置することで、豊かな人間性や洞察力を涵養し、国際的な広い視野を身に付けさせることに努めている。そして、涉外法務に強い法曹を養成するため、5 人の専任教員が外国法科目を、2 人の専任教員が国際関係法科目を担当している。高度の専門技能を備えた法曹を養成するため、16 人の専任教員が何らかの展開・先端科目を担当して、多様なニーズに応える態勢を探っている。【解釈指針 8－2－2－1】

本研究科の専任教員の年齢構成は、30 代が 1 人、40 代が 8 人、50 代が 9 人、60 代が 15 人、70 代が 4 人である。平均年齢は 58.4 歳である。年齢構成に著しい偏りがあるとまではいえないが、改善の余地があるため、若手教員の採用にも努めている。【解釈指針 8－2－2－2】《別紙様式 3：教員一覧 参照》

8-3 実務経験と高度な実務能力を有する教員

基準8-3-1

基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね2割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

(基準8-3-1に係る状況)

基準8-2-1によって必要とされる専任教員の数は30人であるから、基準8-3-1の要件を満たす者をその2割である6人以上を置く必要があるが、以下に掲げる9人は、「専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者」であり、基準8-3-1に定める2割を超えている。

福島 裕（裁判官経験者）

村上敬一（裁判官経験者）

佐藤嘉彦（裁判官経験者）

寺山啓進（弁理士）

Colin P.A. Jones（ニューヨーク州弁護士）

坂田 均（弁護士）

阿多博文（弁護士）

磯野英徳（弁護士）

山崎浩一（弁護士）

上記9人の実務家教員は、いずれも、その実務経験との関連が認められる授業科目を担当している。【解釈指針8-3-1-1】

また、上記9人のうち、専任教員以外の者であり、1年間に6単位以上の授業科目を担当し、かつ、カリキュラム委員会の構成員として、教育課程の編成その他の本研究科の組織の運営について責任を担う者（みなし専任教員）は4人である。これは、基準8-3-1により要求される実務家教員数である6人に3分の2を乗じて得られた数である4人以下である。【解釈指針8-3-1-2】《別紙様式3：教員一覧 参照》

基準8-3-2

基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者であること。

(基準8-3-2に係る状況)

基準8-3-1に規定する実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する本研究科の上記専任教員9人のうち、4人は弁護士として、3人は裁判官として、日本の法曹実務の経験を有している。残り2人のうち1人は、米国ニューヨーク州及びグアム地域における弁護士として、実務の経験を有しており、1人は、弁理士として実務の経験を有している。したがって、上記の要件を満たす専任教員の少なくとも3分の2は、法曹としての実務の経験を有する者である。《別紙様式3：教員一覧 参照》

8－4 専任教員の担当授業科目の比率

基準8－4－1

各法科大学院における教育上主要と認められる授業科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

(基準8－4－1に係る状況)

本研究科において教育上主要と認められる授業科目は、基礎科目、法曹基本科目、基幹科目のうち、開講授業科目一覧（別紙様式1）に掲げられた必修科目である。《別紙様式1：開講授業科目一覧 参照》

必修の基礎科目は、14科目、14クラスを開講している。このうち9科目は専任教員が担当し、残りの5科目は兼任教員、兼任教員のみが担当している。

必修の法曹基本科目は、3科目、9クラスを開講している。このうち6クラスは専任教員が担当し、残りの3クラスは派遣裁判官である兼任教員が担当している。

必修の基幹科目は、16科目、96クラスを開講している。このうち85クラスは、専任教員が担当し、残りの11クラスは、兼任教員のみが担当している。

したがって、本研究科における教育上主要と認められる授業科目計119クラスのうち、84.0%に当たる100クラスは専任教員が担当していることになる。なお、上記科目の中に複数の教員が担当する科目があるが、その場合も、専任教員が当該授業科目の内容・実施・成績評価に当たり、責任を持っている。ただし、「民事訴訟実務の基礎」の1クラスについては、主に派遣裁判官である兼任教員が成績評価等に責任を持っている。【解釈指針8－4－1－1】

8－5 教員の教育研究環境

基準8－5－1

法科大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

(基準8－5－1に係る状況)

各専任教員の授業負担は、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、すべて年間30単位以下にとどめられており、平均は年間19.6単位である。【解釈指針8－5－1－1】

各専任教員の授業負担は、教員一覧（別紙様式3）のとおりである。《別紙様式3：教員一覧 参照》

基準8－5－2

法科大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

(基準8－5－2に係る状況)

本研究科に独自の制度はないが、本研究科の専任教員は、「同志社在外研究員規程」、「同志社大学在外研究員内規」、「同志社大学国内研究員規程」に基づいて、在外研究や国内研究を申請することができる。ただし、専任教員の担当分野によっては、カリキュラム構成上、長期の研究専念期間を確保することが困難な状況にある。《別添資料77：同志社在外研究員規程/同志社大学在外研究員内規 参照》《別添資料78：同志社大学国内研究員規程 参照》

研究専念期間の利用実績は、以下のとおりである。《資料8－1 参照》

資料8－1

研究専念期間利用実績

	研究専念期間	滞在先	研究課題
岩野 英夫	2007年9月1日～ 2008年8月31日	マールブルク大学中世史・ 地域史研究所（ドイツ）	中世裁判文書の比較法史的研究 —西欧と日本—
早川 勝	2007年4月1日～ 2007年9月30日	（日本国内）	新会社法制度の下におけるTOB 規制

（出典：研究科資料より作成）

基準 8－5－3

法科大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

(基準 8－5－3 に係る状況)

(1) 本研究科には、事務長を含む4人の専任教員が置かれており、これに加えて、3人の契約職員、3人の派遣職員、5人のアルバイト職員が勤務している。このうち、契約職員1人、アルバイト職員2人が教材作成補助、印刷を担当している。また、英文事務の能力があるアルバイト職員1人が国際教育プログラムの業務を行っている。さらに、契約職員1人と派遣職員1人が教員の個人研究費支出に係る事務処理や本研究科図書室の図書資料受入関係業務等を担当している。

このほか、第10章で詳述するとおり、本研究科図書室のカウンター業務は業務委託されており、計6人のスタッフが2人以上常駐し、レファレンス・ライブラリアンとして専任教員を含む利用者からの質問に対応している。

これらの者は、いずれも専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するための適切な資質及び能力を有している。

(2) 本研究科では、「同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規」に基づいて、本学の本学の法学研究科博士前期課程・後期課程等の学生をティーチング・アシスタントとして任用している。ティーチング・アシスタントは、授業教材の準備や演習の運営補助、学習上の指導・相談などの教育補助業務を行っている。

また、上記研究科の学生等の中から、授業補助のみを行うものとして、スチューデント・アシスタントを任用している。

ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタントの人数は、資料8－2のとおりである。《別添資料 49：同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規/ティーチング・アシスタント (TA) 実施要領 参照》《別添資料 50：同志社大学スチューデント・アシスタントに関する申合せ/スチューデント・アシスタント (SA) 実施要領 参照》

資料 8－2

ティーチング・アシスタント及びスチューデント・アシスタント任用数			
	ティーチング・アシスタント (D)	ティーチング・アシスタント (M)	スチューデント・アシスタント
2004 年度	9 人	0 人	—
2005 年度	5 人	9 人	16 人 (*)
2006 年度	12 人	10 人	17 人
2007 年度	8 人	16 人	16 人
2008 年度	10 人	22 人	12 人

*スチューデント・アシスタントの前身ティーチャーズ・アシスタントの数

(出典：研究科資料より作成)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科の専任教員には、各専門分野の第一人者が多数集まっており、高い水準の教育指導を行っている。

(2) 本研究科の教育理念に従って、専任教員に占める外国法、基礎法分野の教員の比率が比較的高く、法律基本科目に偏ることなく、広い視野を持ち国際的に活躍できる法曹を養成するための環境が整っている。

(3) 本研究科の基幹科目である演習科目の多くについては、研究者教員と実務家教員が共同で担当しており、理論と実務を架橋し、両者を統合する教育の実現に努めている。これを達成するため、みなし専任教員に加えて、多数の実務家の兼任教員の協力を得ている。

2 改善を要する点

(1) 本研究科の行政法の専任教員2人のうち1人は、本研究科の租税法担当教員でもあり、また、法学部の行政法担当教員の応援が不可欠な状態にあるので、行政法を担当する専任教員の追加採用を検討する必要がある。

(2) 本研究科の基礎科目、基幹科目の中には、兼任・兼任教員に授業担当を依存している科目が少なくないので、専任教員による担当率を高めるための環境整備が必要である。

(3) 本研究科には、年間の総授業負担が20単位を超える専任教員が17人いるので、今後これを減していく努力をする必要がある。

(4) 本研究科の各教員が研究専念期間を利用することは困難な状況にあるので、授業負担を減らすなど、研究環境の整備が必要である。

第9章 管理運営等

1 基準ごとの分析

9-1 管理運営の独自性

基準9-1-1

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独自の運営の仕組みを有していること。

(基準9-1-1に係る状況)

(1) 同志社大学専門職大学院学則第46条第1項に基づいて、本研究科の運営に関する重要事項を審議する教員組織として司法研究科教授会（以下、「教授会」という。）を置き、同学則第46条第4項に基づいて、教授会の組織及び運営に関する事項は、「同志社大学大学院司法研究科教授会規則」に定めている。教授会の構成員は、本研究科の専任教員としており、特別客員教授も含めている。教授会には、事務職員（事務長・係長）も陪席している。【解釈指針9-1-1-1】《資料9-1, 9-2 参照》

(2) 司法研究科教授会規則第3条第4項では、「研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。」としており、2003年文部科学省告示第53号第2条第2項により法科大学院の専任教員とみなされる者（みなし専任教員）に対しても、毎回、教授会の開催を通知し、欠席者には当日配付された資料を手元に届けている。また、みなし専任教員を含むすべての専任教員が、カリキュラム委員会の構成員であり、教育課程の編成については、この委員会で審議することになっている。

みなし専任教員は、教授会及びカリキュラム委員会に出席の上、本研究科の教育活動等について自由に意見を開陳できる仕組みになっており、実質的に教育課程の編成等に関して責任を担うことができる体制となっている。なお、教員の人事案件等について投票権は認められていない。【解釈指針9-1-1-4】《別添資料32：2008年度 司法研究科内の各種委員会委員等 参照》《別添資料79：司法研究科 カリキュラム委員会 開催状況 参照》

(3) 同志社大学専門職大学院学則第47条に基づいて、本研究科に司法研究科長が置かれており、研究科長が教授会を招集し、教授会を主宰している。研究科長は、「同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規」に基づいて、教授会の場において専任教員から無記名投票によって選出される。任期は1年である。《資料9-3 参照》

また、研究科長の指名による教務主任4人及び研究主任1人を置いている。主任の指名に当たっては、業務の継続性を図るために前年度の主任を一部再任せ、また、主任の専攻分野にも配慮して指名し、各分野の教員の意向を把握できるよう努めている。

研究科長・教務主任・研究主任は、本研究科の執行部として、毎週水曜日に定例会議を開催し、本研究科の教育研究活動に関する事項全般についてその方針を策定の上、教授会へ報告・提案している。この定例会議には事務職員2人も陪席し、執行部と事務室職員との連携を図っている。【解釈指針9-1-1-2】

(4) 教授会は、月1～2回の定例会議のほか、臨時会議を開催しているが、法学部の専任教員を兼ねている者が5人いるため、会議の開催は、法学部教授会と同一日時とならないよう配慮している。

(5) 本研究科では、教授会の下にカリキュラム委員会、FD委員会、自己点検・評価委員会、成績評価等に関する小委員会、基礎学力向上委員会、企画・広報委員会、国際交流委員会、研究教育環境委員会、法曹三者との連携協力委員会、A群科目の調整担当、エクスターインシップ担当、学生担当（クレーム・コミュニティ）、アカデミック・アドバイザー担当、キャリア支援担当、司法試験準備生担当、修了生の会担当、法学部・法学研究科とのリエゾン担当、法学部・経済学部共同研究室とのリエゾン担当等の委員会または担当委員を設置している。なお、研究科長の諮問機関として、将来構想及び人事問題検討委員会を設置している。《別添資料32：2008年度 司法研究科内の各種委員会委員等参照》

みなも専任教員を含む本研究科の専任教員は、いずれかの委員を担当することとし、執行部及び他の委員会との連携を図りながら、それぞれの分掌事項の企画、検討、処理を行っている。

(6) 学則改正を伴なう教育課程の改正、教員の採用人事・昇任人事等については、本学の最高意思決定機関である大学評議会での承認を得ることが必要である。なお、大学評議会は、各学部長・研究科長及び学長が任命する部長・所長等で構成されている。また、大学評議会では、各学部・研究科の教育・研究活動に関する重要事項について、各教授会での決定内容を尊重した審議を行っている。本研究科の教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜等についても教授会の決定内容が尊重されている。学位授与に関する事項は全学的機関である研究科長会の承認事項となっている。課程修了の要件は法科大学院学則第11条に明記されており、研究科長会においても本研究科教授会の決定が尊重されている。【解釈指針9-1-1-3】《資料9-4 参照》《別添資料6：同志社大学法科大学院学則 参照》

資料9-1

同志社大学専門職大学院学則（抜粋）

（略）

第46条 各研究科に研究科教授会を置く。

2 研究科教授会は、当該研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学則、研究科諸規程に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項
- (6) その他研究科教授会が必要と認める事項

3 研究科教授会は、学長から諮問された事項について審議する。

4 研究科教授会の組織及び運営に関する事項は、各研究科教授会において定める。

第47条 専門職大学院の学務は、学長が総括し、各研究科の学務は、当該研究科長がこれを掌握する。その他の事務の処理、学生の指導・助言、福祉等のため一定数の職員を置く。

第47条の2 本専門職大学院は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施する。

（出典：同志社例規集 第2編第1章）

資料9－2

同志社大学大学院司法研究科教授会規則

第1条 この規則は、同志社大学大学院司法研究科教授会（以下「教授会」という。）の構成員、会議、その他議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教授会の構成員は、本研究科の専任教員とする。

第3条 教授会は、研究科長がこれを招集する。ただし、構成員の3分の1が求めるときは、研究科長がこれを招集しなければならない。

2 研究科長は、教授会を開催する場合には、開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ各構成員に通知しなければならない。

3 教授会は、構成員の過半数の出席によって成立し、その議決は、出席者の過半数の賛成による。可否同数のときは、研究科長の決するところによる。

4 研究科長は、必要に応じて構成員以外の教員を教授会に出席させることができる。ただし、この教員は議決には参加できない。

第4条 教授会は、本研究科に関する次の事項を審議する。

- (1) 教育研究に関する事項
- (2) 教育課程に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学則、研究科諸規程に関する事項
- (5) 学生の入学、退学、休学、修了等に関する事項
- (6) その他本教授会が必要と認める事項

第5条 教授会は、おおむね次の順序で行う。

- (1) 開会
- (2) 研究科長の報告
- (3) 議事
- (4) その他
- (5) 閉会

第6条 教授会の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 出席者の氏名
- (2) 報告事項の要旨
- (3) 議題及び議決事項
- (4) その他会議において必要と認めた事項

第7条 この規則の改廃は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

（出典：同志社大学大学院司法研究科教授会規則）

資料9－3

同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規

第1条 同志社大学大学院司法研究科に次の役職者を置き、任期は各1年とする。

- a 研究科長
- b 教務主任 4人
- c 研究主任 1人

第2条 研究科長は、同志社大学大学院司法研究科教授会（以下「教授会」という。）において専任教員から無記名投票によって選出する。投票の過半数を得た者がいないときは、投票の最多数を得た者2人について決選投票を行い、多数を得た者を当選人とする。決選投票を行うべき2人及び当選人を定めるに当たり、得票数が同じときは、くじでこれを定める。

第3条 教務主任、研究主任は、投票によらないで研究科長が指名する。

第4条 この内規の改正は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

（出典：同志社大学大学院司法研究科役職者に関する内規）

資料9－4

同志社大学評議会規則

第1条 大学に大学評議会（以下「評議会」という。）を置き、次の評議員をもって組織する。

- (1) 学長
- (2) 学部長、アメリカ研究科長、総合政策科学研究科長、司法研究科長、ビジネス研究科長、言語文化教育研究センター所長
- (3) 神学部、文学部、社会学部、法学部、経済学部、商学部、文化情報学部、理工学部、生命医学部及び言語文化教育研究センターから各1名の教授
- (4) 副学長、総務部長

2 学長は、評議会を招集し、その議長となる。

第2条 前条第1項第3号の評議員は、各学部及び言語文化教育研究センター教授会の選出に基づき、学長が委嘱する。

2 前項の評議員の任期は2年とする。ただし、欠員を生じ補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 評議会は、次の事項を審議する。

- (1) 大学院研究科及び専攻並びに学部及び学科の設置及び改廃に関する事項
- (2) 大学の制規に関する事項
- (3) 大学教員の人事に関する事項
- (4) その他大学院各研究科及び各学部に共通する重要事項及び学長の諮問する事項

第4条 評議会は、評議員の2分の1以上の出席をもって成立する。

2 第1条第1項第2号について当該職務代理者が置かれた場合は、評議会の了承を得て代理出席することができる。

第5条 評議会の議事は、出席評議員の多数決による。可否同数のときは議長が決する。ただし、第3条第3号の事項のうち採用に関しては、第1条第1項第2号及び第3号の評議員の票決により、出席者の3分の2以上の賛成を要する。

第6条 議長が必要と認めた者は、評議会の了承を得て出席することができる。

（出典：同志社例規集 第2編第9章）

基準 9－1－2

法科大学院の管理運営を行うために適切な事務体制が整備され、職員が適切に置かれていること。

(基準 9－1－2 に係る状況)

(1)【解釈指針 8－5－3】にも関連するが、本研究科の管理運営のための事務体制として、司法研究科事務室を設置している。組織図及び担当業務内容は、「同志社大学事務機構規程」のとおりである。《資料 9－5 参照》

事務スタッフは、専任職員 4 人、契約職員（契約職員就業規則による被雇用者）3 人、派遣職員（人材派遣業者から派遣を受けた者）3 人、アルバイト職員（アルバイト職員就業規則による被雇用者）5 人、合計 15 人であり、事務室は、教室・学生自習室・教員研究室・会議室等の本研究科施設がある寒梅館の建物の中に配置している。

専任職員は、事務長、庶務・教務係長及び係員 2 人であり、入試実施を含む教務事務全般、教員・学生との対応、他部課との連絡・調整業務等を担当し、必要に応じて本研究科内の各種委員会の会議にも陪席している。

専任職員以外では、教員の個人研究費支出に係る事務処理や本研究科図書室の図書資料受入関係業務等の担当として契約職員 1 人と派遣職員 1 人、各種伝票処理等の庶務業務担当に派遣職員 1 人、簡易な内容の学生対応や教材印刷等の担当に契約職員 1 人とアルバイト職員 4 人、国際交流関係業務の担当にアルバイト職員 1 人、法科大学院認証評価関係業務担当に契約職員 1 人と派遣職員 1 人を配置している。【解釈指針 9－1－2－1】

(2)本学の専任職員については、同志社大学職員研修内規による研修制度があり、これに参加している。《別添資料 80：同志社大学職員研修内規 参照》《別添資料 81：職員研修参加状況一覧表/同志社大学職員研修体系 参照》

さらに、本研究科の管理運営を適切に行うため、専任職員 4 人は、原則として毎週 1 回会議を開き、教授会での決定事項、執行部会議での決定事項、検討中の事項、学生からの要望事項、法科大学院に関する情報等について連絡、調整、意見交換を行い、法科大学院職員としての能力向上を図るよう努めている。【解釈指針 9－1－2－2】

資料 9－5

同志社大学事務機構規程（抜粋）

第1章 総則

第1条 本大学の事務を処理するため次の組織を置く。

(略)



(略)

司法研究科――――事務室――庶務・教務係

(略)

第2条 部、所、センター、館、機構、室、課、事務室及びオフィスには各一定数の職員を配置し、その員数は別に定める。

(略)

第18章 総合政策科学研究科、司法研究科及びビジネス研究科

第36条 研究科事務室は、次の事務を分掌する。

- (1) 学科目履修方法、登録、試験その他修学上的一般事務に関すること。
- (2) 教員の担当科目及び授業時間数に関すること。
- (3) 学籍及び学生異動に関すること。
- (4) 修了に関すること。
- (5) 科目等履修生、聴講生及び留学生に関すること。
- (6) 入学試験に関すること。
- (7) 研究科教授会に関すること。
- (8) 学生証及びその他各種証明書の発行に関すること。
- (9) セミナー、シンポジウム及び講演会等に関すること。
- (10) 研究資料の購入、登録、分類整理、保管及び除籍に関すること。
- (11) 研究資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (12) 研究資料の交換、受贈及び寄贈に関すること。
- (13) 庶務に関すること。
- (14) その他必要な事項

(略)

(出典：同志社例規集 第2編第9章)

基準 9－1－3

法科大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

(基準 9－1－3 に係る状況)

(1) 本学の予算は、毎年度、全学諸機関の長で構成する予算委員会での審議、大学評議会での承認を経て決定される。本研究科における教育活動等の予算も、他学部・他研究科とともにこの会議で決定される。《別添資料 82：同志社大学予算委員会内規 参照》

教員の個人研究費、教員用の学術資料購入経費（「研究室学術資料費」）、学生用の学術資料購入経費（「大学院学術資料費」）、「大学院教学充実費」、「大学院学生印刷費補助（学生1人当たり1万円のコピー料補助）」等は、所定の積算基準により算定されるが、法科大学院の教育活動を適切に実施するため、本研究科に対しては、特別積算額として「大学院教学充実費」に300万円を加算する特別措置も行われている。

また、毎年度、本研究科の教育活動等に関する特別予算措置が認められており、2008年度の場合、通常の経費以外に特定事業経費が承認されている。《別添資料 83：司法研究科に関する主な特定事業予算（2008年度） 参照》

大学は、本研究科における教育活動を適切に実施するため、上記のような予算措置を講じている。本研究科は、「大学院教学充実費」から、年間約400万の経費を必要とする授業教材の無料配付、法科大学院生教育研究賠償責任保険の保険料全額大学負担、エクスター・シップ研修料の一部大学負担等の支出も行っている。【解釈指針 9－1－3－1】【解釈指針 9－1－3－2】《別添資料 84：2007年度司法研究科 事業別決算 参照》《別添資料 85：2008年度司法研究科 事業別予算 参照》

(2) 本研究科の運営に係る財政上の事項については、研究科長が構成員となっている予算委員会、大学評議会の議を経て決定されるため、本研究科の意見聴取する機会が設けられているといえる。

具体的には、大学全体の予算策定に当たり、毎年、本研究科から必要な予算を要求することになっている。このほか、研究科長は、大学執行部に対して本研究科の運営に係る財政上の事項に関する意見を口頭あるいは文書で上申できる体制にある。なお、アカデミック・アドバイザー関連経費の増額、大学院教学充実費の増額なども、研究科長からの意見上申の形で実現されてきたものである。【解釈指針 9－1－3－3】

9－2 自己点検及び評価

基準9－2－1

法科大学院の教育水準の維持向上を図り、当該法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該法科大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。

(基準9－2－1に係る状況)

(1) 本研究科は、教育水準の維持向上を図り、法科大学院の目的及び社会的使命を達成するため、後述するとおり、本研究科内に自己点検・評価委員会を設置し、教育活動等の状況について自己点検及び評価作業を行っている。

同委員会は、2007年3月にその結果を「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題—2004年4月～2007年1月—」と題する小冊子に取りまとめ、その内容を、研究科長に報告の上、同年4月4日開催の教授会に報告した。そして、同小冊子は、研究科長から、大学執行部をはじめ学内諸機関の長にも送付されている。《別添資料 86：同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題 参照》

自己点検・評価作業は、「教育目的、教育内容、教育方法、成績評価および修了認定、教育内容等の改善措置、入学者選抜等、学生の支援体制、教員組織、管理運営等、施設・設備および図書館等」の各項目について行われている。

(2) 上記小冊子の内容の一部は、「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況」として、2007年4月に本研究科のウェブサイトに掲載して学外にも公表されている。《別添資料 87：同志社大学法科大学院ウェブサイト＜同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況＞[http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/070410.html] 参照》

基準9－2－2

自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適当な実施体制が整えられていること。

(基準9－2－2に係る状況)

(1) 本研究科には、法科大学院としての教育活動に関する自己点検及び評価を行う組織として、専任教員若干名をもって構成する「司法研究科自己点検・評価委員会」が2005年度から設置されており、2006年度には、「同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則」も制定されている。自己点検・評価項目（同規則第9条）は、(1)教育の理念及び目的、(2)教育内容、(3)教育方法、(4)成績評価及び修了認定、(5)教育内容等の改善措置、(6)入学者選抜等、(7)学生の支援体制、(8)教員組織、(9)研究活動、(10)管理運営等、(11)施設・設備及び図書館等、(12)情報公開及び説明責任、(13)その他、研究科長が必要と認める事項の13項目である。【解釈指針9－2－2－1】《別添資料 88：同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則 参照》

基準 9－2－3

自己点検及び評価の結果を当該法科大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。

(基準 9－2－3 に係る状況)

(1) 自己点検・評価委員会は、2005年4月20日に第1回会議を開催した後、同年11月18日、12月14日、2006年1月11日と集中的に委員会を開催し、自己点検・評価の項目を設定して点検作業を行った。

同委員会は、点検作業の結果について、本研究科内の他の委員会とも連携して教育活動等の改善に活用するため、2006年3月15日開催の教授会で、完成年度以降のカリキュラムのあり方に関する検討委員会の設置の必要性、選択科目の受講者数の問題、講義教材・資料・レジュメ等の分量に関する教員間の横の連携、エクステーンシップの実施体制、授業時間割編成に当たっての自習時間の確保の問題、学期末試験問題・答案の保管の問題、学外者による評価の必要性、実務家教員に対する教育研修、入試実行業務体制に関する規則の制定、専任教員の授業負担の削減、定期的な自己点検評価の公表、各委員会での検討の必要性等について報告し、執行部及び研究科内の各委員会での検討を要請している。

同委員会による自己点検・評価の結果で改善が必要とされた事項については、研究科長からすみやかに担当の委員会に検討が付託された。その結果、「教育課程検討委員会」の設置(2006年4月26日教授会)、「成績評価に関する小委員会」の答申(2006年6月6日)、「自己点検・評価委員会規則」及び「FD委員会規則」の制定(2006年7月5日教授会)、「基礎学力向上担当委員」の設置(2006年10月11日教授会)、「2007年度入学生以降に適用する新カリキュラム」の決定(2006年10月18日教授会)、「自己点検・評価委員会特別委員の委嘱」(2007年1月31日教授会)、「入試実行委員会規則制定」(2007年2月14日教授会)等につながり、本研究科の教育活動等の改善に活用されている。【解釈指針9－2－3－1】《別添資料 88：同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則 参照》

(2)自己点検・評価委員会は、2006年11月から2007年3月にかけて自己点検を行い、『司法研究科（法科大学院）の現状と課題—2004年4月～2007年1月—』を完成させた。《別添資料 86：同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題 参照》《別添資料 87：同志社大学法科大学院ウェブサイト<同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況> [http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/070410.html] 参照》

(3)自己点検・評価委員会による点検・評価事項は、特にFD委員会所管の検討事項とも関連が深いため、毎年度、自己点検・評価委員会委員とFD委員会委員は、一部兼任とするようにしている。

(4)本研究科では、自己点検・評価を行うに当たり、学生による授業評価アンケート以外にも、学生からの提言箱を事務室カウンターに設置し、学生の意見も反映させていく。

基準 9－2－4

自己点検及び評価の結果について、当該法科大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

(基準 9－2－4 に係る状況)

(1) 法科大学院における教育活動等の点検・評価について、第三者による客観的、多角的視点からの検証も加えるため、自己点検・評価委員会は、同委員会規則第3条第2項で、専任教員以外に「同志社社員以外の者から特別委員を任命することができる」ととし、2007年2月1日から、法律実務に従事し、法科大学院の教育に関し広く高い識見を有する学外の研究者1人、実務家1人、計2人を特別委員として委嘱している。特別委員の任務は、本研究科自己点検・評価委員会規則第5条に定めるとおりである。《資料9－7 参照》

(2) 自己点検・評価委員会は、2006年11月から2007年3月にかけて『司法研究科（法科大学院）の現状と課題—2004年4月～2007年1月一』（案）を取りまとめた。そして、2007年3月24日に特別委員2人を含めた委員会を開催し、同案について特別委員の意見を求め、同書を完成させた。《別添資料86：同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題 参照》《別添資料87：同志社大学法科大学院ウェブサイト＜同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況＞[http://law-school.doshisha.ac.jp/00_info/070410.html] 参照》《別添資料89：2006年度第16回司法研究科教授会記録（抄） 参照》

(3) 自己点検・評価委員会は、上記『司法研究科（法科大学院）の現状と課題—2004年4月～2007年1月一』において「今後の課題」とされた事項について、2008年3月26日にその改善状況を口頭で報告し、特別委員の意見を求めた。

9－3 情報の公表

基準9－3－1

法科大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。

(基準9－3－1に係る状況)

本研究科では、教育活動等の状況について、毎年度、印刷物の刊行やウェブサイトに掲載することにより、受験生のみならず社会一般に広く周知を図れるよう、積極的に情報を提供している。その主な内容は、以下のとおりである。

(1) 印刷物の刊行

1) 「同志社大学法科大学院」のパンフレット《別添資料1：パンフレット 参照》

本研究科の特色、人材養成指針、アドミッション・ポリシー、カリキュラム及び開講科目と担当者名、履修モデル、学習環境、奨学金制度の概要、入学試験の概要、学生納付金等が掲載されている。

2) 「同志社大学大学院案内」《別添資料13：同志社大学大学院案内 参照》

同志社大学大学院を紹介する小冊子であり、本研究科については67～70頁に紹介されている。

3) 「同志社大学基礎データ集2007」(詳細は基準9－3－2参照)

(2) ウェブサイトへの掲載

1) 本研究科ウェブサイト [<http://law-school.doshisha.ac.jp/index.html>]

研究科の概要、カリキュラム、教員紹介、在学生・司法試験合格者の声、入試情報、「同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況」等が掲載されている。

2) 同志社大学ウェブサイト [<http://www.doshisha.ac.jp/japanese/>]

本研究科ウェブサイト以外に大学全体のウェブサイトで以下の情報が公開されている。

・大学院学則、専門職大学院学則、法科大学院学則、大学院一般内規

[<http://www.doshisha.ac.jp/students/curriculum/gakusoku.php>]

・成績評価結果の公表 [<http://duet.doshisha.ac.jp/info/GPA>]

・奨学金制度

[http://www.doshisha.ac.jp/students/support/shougaku/gakuin_1.php]

・「大学基礎データ集」(沿革、組織図、学生数、入学試験、学生異動、修了者数、奨学金の給付及び貸与状況等)

[http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/base/]

(3) その他

各種法律雑誌に寄稿し、インタビュー等にも積極的に対応している。

基準 9－3－2

法科大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

(基準 9－3－2 に係る状況)

基準 9－3－1 にも関連するが、本学は、印刷物やウェブサイトへの掲載等によって、本学のあらゆるデータを積極的に広く社会に公開している。

本研究科の（1）設置者、（2）教育上の基本組織、（3）教員組織、（4）収容定員及び在籍者数、（5）入学者選抜、（6）標準修了年限、（7）教育課程及び教育方法、（8）成績評価及び課程の修了、（9）学費及び奨学金等の学生支援制度、（10）修了者の進路及び活動状況、に関する具体的な記載箇所は資料 9－6 及び別添資料 90 のとおりである。

《別添資料 90：同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の教育活動等に関する重要事項の公表状況 参照》

この他、本学は、毎年度、学部・大学院に関する「同志社大学基礎データ集」として発行しており、その内容を学外者も閲覧できるよう「大学基礎データ集」として本学ウェブサイトの中でも公開している。《別添資料 91：同志社大学ウェブサイト＜大学基礎データ集＞ [http://www.doshisha.ac.jp/information/outline/basic_data/base/] 参照》

公開している内容は、沿革と組織図、学生関係（学生数、入学試験の志願者・受験者・合格者・入学者、退学者、修了者数、奨学金の給付・貸与状況等）、授業状況、教育環境関係、管理運営関係等、同志社大学の現況等、多岐にわたっている。本研究科の教育活動等に関する重要事項の多くがこの大学基礎データ集に含まれており、毎年度、改訂されている。【解釈指針 9－3－2－1】《資料 9－6 参照》

資料 9－6

記載事項一覧表

	ウェブサイト	パンフレット	大学院案内
(1) 設置者	○		
(2) 教育上の基本組織	○		○
(3) 教員組織	○		
(4) 収容定員及び在籍者数	○		
(5) 入学者選抜	○	○	
(6) 標準修了年限	○		○
(7) 教育課程及び教育方法	○	○	○
(8) 成績評価及び課程の修了	○	○	
(9) 学費及び奨学金等の学生支援制度	○	○	○
(10) 修了者の進路及び活動状況	○	○	○

(出典：研究科資料より作成)

9-4 情報の保管

基準 9-4-1

評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

(基準 9-4-1 に係る状況)

(1) 評価の基礎となる情報は、本研究科として調査・蓄積した情報、自己点検・評価委員会に関する文書及び学内外に公表した文書を含めて、寒梅館4階の研究科長室及び本研究科事務室において厳重に保管している。【解釈指針 9-4-1-1】

(2) 本研究科は文書保存年限を定めており、認証評価に際して用いた情報については、すべて評価を受けた年から5年間以上保管することとしており、そのための保管場所を確保している。【解釈指針 9-4-1-2】《別添資料 92：同志社大学文書取扱基準/部課別文書保存年限表（司法研究科） 参照》

(3) 評価の基礎となる情報については、(1) のとおり本研究科事務室で保管しているほか、定期試験問題、答案現物及び成績関連資料等は、文書保管倉庫を同一校地内に確保して、保管している。試験問題、答案等の成績関連資料は、年度別、科目別に整理してこの倉庫に保管しており、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる態勢をとっている。【解釈指針 9-4-1-3】

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

本研究科では、教育活動等についての情報発信をパンフレットや本研究科ウェブサイトを通じて積極的に行っている。

2 改善を要する点

本研究科の教育活動等についての情報発信の内容には、精粗のばらつきがあり、また、重要な情報が本研究科のウェブサイト以外にも散在しているので、これまでも改善に努めてきたが、さらに、重要な情報を一元的に発信するほか、ウェブサイトの構成を改善するなど閲覧者が利用しやすい環境を整備する必要がある。

第10章 施設、設備及び図書館等

1 基準ごとの分析

10-1 施設の整備

基準10-1-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該法科大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

(基準10-1-1に係る状況)

本研究科の諸施設は、一つの建物（名称は寒梅館）の2階、4階、5階に配置されている。

1 寒梅館2階の施設

2階には、講義用教室3室（教室名はKMB201〔93.0m²、50人収容〕、KMB208〔143.5m²、76人収容〕、KMB203〔193.8m²、118人収容〕）、演習用教室4室（KMB204～207〔57.4～64.2m²、30人収容〕）、模擬法廷教室1室（KMB202〔教室部分111.7m²、法廷部分34.6m²、50人収容〕）がある。講義用・演習用教室は、学生席を馬蹄形ないし扇形に配置した階段教室であり、双方向・多方向の授業に適している。本研究科の授業は、ほぼすべてこれらの教室で行われており、教室は不足していない。《別添資料93：寒梅館図面1～4頁 参照》

本学では、教室は全学的に教務部が一括管理しており、上記の教室もその対象となっているが、本研究科の授業利用を想定して設計された上記の教室については、教務部において、本研究科の授業のため優先的に使用することが認められている。なお、現在のところ、臨時的な使用を除き、上記の教室において、本研究科以外の学部、研究科の授業は行われていない。

さらに、本研究科専用フロアである5階にも、演習室が2室（KMB539、KMB540、いずれも52.7m²）あり、これについては、本研究科が管理している。《別添資料93：寒梅館図面5頁 参照》

これら、講義用教室3室、演習室6室、模擬法廷教室1室の総面積は、921.9m²である。【解釈指針10-1-1-1、10-1-1-6】

2 寒梅館4階及び5階の施設

4階、5階は、本研究科の専用フロアであり、その諸施設等は、本研究科が管理している。【解釈指針10-1-1-6】4階には、本研究科事務室、研究科長室兼応接室、図書室、情報検索室、自習室、学生共同研究室、学生用ラウンジがある。5階には、教員個人研究室、教員専用ラウンジ、嘱託講師控室兼アカデミック・アドバイザリー室、教

員共同研究室、事務分室、教材準備室（資料室）、教員・学生交流ラウンジ、学生共同研究室、学生談話室がある。

教員個人研究室の数は36室であり、1室の平均面積は20.53m²である。本研究科の専任教員（みなし専任を含む。）のうち35人が使用している。他の2人は、法学部の建物（名称は光塩館）において個人研究室を使用している。また、派遣裁判官及び派遣検察官にも、共用の教員個人研究室が用意されている。【解釈指針10-1-1-2】《別添資料93：寒梅館図面7～8頁、司法研究科内線番号表 参照》

非常勤教員のため、嘱託講師控室（47.7m²）が用意されている。嘱託講師控室は、アカデミック・アドバイザー室と兼用しているが、アカデミック・アドバイザーの勤務は19時からであるため、非常勤教員の使用に支障はない。【解釈指針10-1-1-2】《別添資料93：寒梅館図面9頁 参照》

オフィスアワー等、教員と学生の面談は、教員個人研究室のほか、教員専用ラウンジ（56.9m²）、教員・学生交流ラウンジ（120.0m²）で行うことができる。【解釈指針10-1-1-3】

4階の事務室の面積は93.2m²であり、専任4人を含む15人の職員が配置されている。また、事務用スペース確保のため、2007年度から5階に事務室分室を置き、一部の業務は事務室分室で行われることになった。【解釈指針10-1-1-4】《別添資料93：寒梅館図面10～11頁 参照》

自習室の総面積は、1470.6m²である。収容定員450人に対して、476台のキャレルが設置されており、学生は、1人1台のキャレルを固定席として使用することができる。自習室は、休祝日を問わず24時間利用可能である。なお、本研究科修了生で司法試験準備のため自習室のキャレルの使用を希望する者には、「司法試験準備生」という名称で、在学生分を差し引いた残りのキャレルについて、費用徴収の上、一定期間、使用を認めている。《別添資料93：寒梅館図面12～13頁 参照》

自習室は、4階と5階に配置されているとともに、本研究科の図書室は4階に配置されており、自習室の学生が図書室を利用しやすいよう配慮されている。また、学生はLANを使うことにより、自習室から図書室所蔵の図書の検索やデータベースの利用が可能である。学生の自主的な共同学習用の施設としては、教員・学生交流ラウンジのほか、学生共同研究室（8人用2室19.4m²、22.5m²）、学生談話室（4人用1室15.3m²）がある。【解釈指針10-1-1-5】《2008法科大学院シラバス・履修の手引172頁 同志社大学大学院司法研究科自習室利用規則 参照》

10-2 設備及び機器の整備

基準10-2-1

法科大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

(基準10-2-1に係る状況)

教員個人研究室には、事務用机（引き出し付き）1個、長机1個、いす3脚、可動式書架（約80cm幅6段の書架9個分）が備え付けられている。各教員には、年間49万円の個人研究費が与えられており、教員は、PCやプリンタなど教育及び研究に必要な設備や機器を個人研究費で購入し、使用している。

教室には、ホワイトボードのほか、演習教室2室を除き、固定式のプロジェクターを設置している。模擬法廷教室には、音声認識による自動編集システムを備えた法廷シンの撮影設備を置いている。

自習室には、476台のキャレル（ロッカー付き）が設置され、在学生全員及び司法試験準備生が固定席として使用することができる。

教室、自習室等の施設は、無線LANが整備されているほか、教室、自習室のすべての机には、有線でもLAN接続ができるようPC用に情報コンセントと電源コンセントが備えられている。教員個人研究室、アカデミック・アドバイザー室兼講師控室にも、すべてPC用の情報コンセントが備えられている。《資料10-1 参照》

本研究科では、教員は、同志社大学の学修支援システム「DUET」及びe-learningシステムである「e-class」を利用することにより、ネットワークを通じて連絡事項を伝えたり、授業の教材を配付したりすることができる。また、2007年度から、学生による効率的な自習を可能にするため、名古屋大学法科大学院が開発した法的知識理解度確認システム「学ぶ君」を導入した。

《資料10-2、10-3、10-4 参照》《別添資料94：同志社大学ウェブサイト<DUET>[<https://duet.doshisha.ac.jp/info/>] 参照》《別添資料95：同志社大学ウェブサイト<「e-class」同志社大学e-learning system>[<http://eclass.doshisha.ac.jp/>] 参照》

資料 10-1

教室の設備・機器

* 講義用教室 [KMB201・203・208]

- ・ビデオプロジェクター×1
- ・スクリーン×1
- ・ワイヤレスマイク（ハンド型×1, タイピン型×1）
- ・情報コンセント
- ・無線 LAN アクセスポイント
- ・有線 LAN コンセント（各学生机上及び教卓）
- ・PC 接続用電源コンセント（各学生机上及び教卓）

※ワイヤレスマイクは計4本まで使用可能

※可搬式メディアワゴン（OHC, DVD/S-VHS プレーヤー内蔵）,

可搬式 VP ワゴン（VP 内蔵）が持込可能

* 演習用教室 [KMB204・205・206・207]

- ・ビデオプロジェクター×1
- ・スクリーン×1
- ・ワイヤレスマイク（ハンド型×1 タイピン型×1）
- ・無線 LAN アクセスポイント
- ・有線 LAN コンセント（各学生机上及び教卓）
- ・PC 接続用電源コンセント（各学生机上及び教卓）

※ワイヤレスマイクは計4本まで使用可能

※可搬式メディアワゴン（OHC, DVD/S-VHS プレーヤー内蔵）,

可搬式 VP ワゴン（VP 内蔵）が持込可能

* 模擬法廷教室 [KMB202]

- ・プラズマディスプレイ×2
- ・DVD/HDD プレーヤー×1
- ・VHS ビデオプレーヤー×1
- ・全世界対応ビデオプレーヤー×1
- ・ワイヤレスマイク（ハンド型×2 タイピン型×2）
- ・無線 LAN アクセスポイント
- ・有線 LAN コンセント（各学生机上及び教卓付近壁）
- ・PC 接続用電源コンセント（各学生机上及び教卓）
- ・映像システム一式（カメラ×4, マイク×8, 編集システム）
- ・法廷セット一式

* 5階教室

[KMB539]

- ・無線 LAN アクセスポイント
- ・スクリーン×1

[KMB540]

- ・スクリーン×1
- ・液晶テレビ×1
- ・TV会議システム（カメラ1台, 専用マイク3台）
- ・無線 LAN アクセスポイント
- ・VHS ビデオプレーヤー×1
- ・DVD プレーヤー×1

注) 全教室で可搬式メディアワゴン（OHC, DVD/S-VHS プレーヤー内蔵）, 可搬式 VP ワゴン（VP 内蔵）が持込可能

[出典：研究科資料より作成]

資料 10- 2

学修支援システム DUET

Web ブラウザから履修科目の登録、成績の確認や授業評価アンケートの回答が出来るシステムです。登録中の科目を時間割形式で確認することができ、その科目の休講情報や試験情報が一目で分かります。また、シラバス情報には、授業科目に関するさまざまな情報が掲載されており、履修科目登録や授業の準備に役立てることができます。

(出典 : Do! 2008)

資料 10- 3

e-class とは

パソコンやコンピュータネットワークを利用した教育を一般に「e-learning」といいます。本学ではこの e-learning の基盤環境となるシステムを導入し「e-class」と呼称しています。e-class を利用すれば、インターネットを利用して教材・資料の提示・閲覧やレポート課題の提出、掲示板やチャットを利用した受講生と科目担当教員とのやり取りなどができます。

(出典 : 同志社大学ウェブサイトより抜粋)

資料 10- 4

学ぶ君（法的知識理解度確認システム）

学ぶ君とは、名古屋大学法科大学院が開発した Web 上の択一問題システムです。このシステムにより、任意の分野について自習することができます。ID・PWは司法研究科事務室で受け取ってください。

(出典 : 2008 法科大学院・履修の手引 163 頁)

10-3 図書館の整備

基準10-3-1

法科大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館が整備されていること。

(基準10-3-1に係る状況)

図書室及び情報検索室は、本研究科専用であり、総面積は445.2m²である。図書室の座席数は60席、情報検索室の座席数は20席である。【解釈指針10-3-1-1】《別添資料93：寒梅館図面14頁 参照》

1 職員

2008年5月1日現在、2人が図書収集等の業務を担当し、6人の業務委託職員が閲覧業務を担当している。【解釈指針10-3-1-2】

閲覧業務担当の6人のうち5人は、司書資格を有するものであり、開室時間中は常時有資格者が窓口において対応できるようにしている。情報検索応用能力試験2級（サーチャー）や初級システム・アドミニストレータの保有者もいる。また、研修や講習会等に積極的に参加し、法情報調査能力の向上に努めている。【解釈指針10-3-1-3】

《別添資料96：同志社大学法科大学院 司法研究科図書室スタッフ取得資格 参照》《別添資料97：同志社大学法科大学院 司法研究科図書室スタッフ参加研修一覧 参照》

2 図書及び資料の所蔵

本研究科の図書及び資料の所蔵状況は、図書14,696冊（うち外国書1,636冊）、学術雑誌290種（うち外国雑誌12種）、視聴覚資料29点（ビデオ19点、CD3点、CD-ROM7点）、オンライン・データベース6種（官報、LLI総合型法律情報システム、TKC法科大学院教育研究支援システム、Hein-on-line、Westlaw International、beck-online）である（2008年5月1日現在）。学生は、官報を除くオンライン・データベースに自宅からもアクセスすることが可能である。【解釈指針10-3-1-4】

教員による教育・研究及び学生の学修に必要な図書及び資料を整備するため、研究教育環境委員会を設置し、同委員会において図書関係予算や図書購入の内容等について検討、決定している。また、各教員が、隨時、図書室に所蔵すべき図書及び資料を選別し、購入を求めることができる体制を採っている。派遣裁判官及び派遣検察官も、図書の購入希望を出すことができる。図書収集等の担当職員は、各教員に対して、新刊図書のリストなど、図書室に所蔵すべき図書及び資料の選別に必要な資料を定期的に提供している。また、図書の購入に関しては、学生からのリクエストも受け付けている。なお、本研究科には、毎年、必要な図書・資料を購入するために十分な予算が用意されている。《別添資料98：同志社大学法科大学院 司法研究科図書室作成資料/〈例〉図書室だより第15号 参照》《別添資料99：司法研究科 図書関連予算（2008年度） 参照》

図書及び資料を適切に管理、維持するため、図書室の湿度と温度の変化に注意している。年に1回、蔵書の総点検を実施するとともに、日常的にも点検をし、再製本、修理

等が必要な場合には、直ちに対応している。開架方式であるため、図書等の配置が正常であるか等の点検を日常業務に組み入れている。また、図書の無断持ち出しを防ぐためBDS (Book Detection System, 入退館管理システム) を設置している。【解釈指針 10-3-1-5】

3 図書室の状況

図書室と情報検索室の開室時間は、月曜日から金曜日が9時から22時、土曜日と日曜日が9時から18時である。図書室には、開室時間中、レファレンス対応能力のある職員が常駐し、図書の貸出・返却はもちろん、文献・資料の所蔵調査や判例検索、キーワードからの文献情報検索等を短時間で行える体制を確立している。また、改訂版が出た場合には、旧版に目印を貼付したり、特定の講義に使用する図書を通常の分類とは別に一括して配置したりするなど、利用に便利な工夫をしている。【解釈指針 10-3-1-6】《別添資料 98：同志社大学法科大学院 司法研究科図書室作成資料/〈例〉図書室だより第15号 参照》

教員に対しては、メールや電話でのレファレンスにも応じている。また、新着雑誌については、申請のある教員に対して10点（本研究科所蔵以外の雑誌も含む。）までコンテンツサービス（雑誌目次情報の提供）を行っている。また、新着図書のリストを毎週掲示板に掲示したり、情報誌（「データベース紹介」、「図書室だより」）を発行したりするなど、学生や教員に対して有用な情報を提供している。【解釈指針 10-3-1-6】《別添資料 98：同志社大学法科大学院 司法研究科図書室作成資料/〈例〉図書室だより第15号 参照》《別添資料 99：司法研究科 図書関連予算（2008年度）参照》

機器類については、PC35台（うち蔵書検索用1台）とプリンタ2台、コピー機3機を図書室に、PC20台とプリンタ2台を情報検索室に置いている。《資料 10-5 参照》教員、学生が機器類を操作する際の支援のため、メディア・サポーターが定期的に待機している。【解釈指針 10-3-1-7】《資料 7-5 参照》

資料 10-5

図書室の設備、機器のリスト

(情報検索室)

パソコン 20台

プリンタ 2台

* パソコンスペック

FLORA 350W DE9 (日立製作所製)

CPU: インテル Pentium 4 プロセッサ 660(3.60GHz)

メモリ: 1GB

ハードディスク: 160GB

* プリンタ DocuPrint 305 (富士ゼロックス製)

(図書室)

パソコン 34台

図書検索用パソコン 1台

プリンタ 2台

* パソコンスペック

FLORA 350W DE9 (日立製作所製)

CPU: インテル Pentium 4 プロセッサ 660(3.60GHz)

メモリ: 1GB

ハードディスク: 160GB

* 図書検索用パソコンスペック

FLORA 330W DG9 (日立製作所製)

CPU: インテル Pentium 4 プロセッサー 630 (3GHz)

メモリ: 512MB

ハードディスク: 80GB

* プリンタ DocuPrint 305 (富士ゼロックス製)

(出典: 研究科資料より作成)

2 優れた点及び改善を要する点等

1 優れた点等

(1) 本研究科の教育、学習、研究に必要な設備及び機器は、十分に整備されている。特に、PCが利用しやすい環境にあることが特色である。教室、自習室等に無線LANや、情報コンセントと電源コンセントが整備されていることから、教室に自分のPCを持ち込んで授業を受けている学生も多い。図書室や情報検索室にも多数のPCが設置されており、学生は、文書の作成や文献の検索等に盛んに利用している。

また、本研究科では、少人数教育を実践しており、各授業の受講生の数は比較的少ないため、通常の授業に使用されている。現在の教室の規模・音響効果・採光は適切であり、教室数も不足していない。なお、本研究科では、2008年度に、裁判員制度に適合するよう法廷教室の改裝を予定しており、2009年度以降、裁判員裁判の模擬法廷としても使用することが可能となる。

(2) 本研究科の在学生全員には、固定席として休祝日を問わず24時間利用可能なキャレルが設置されている。多くの学生にとって、自習室は、授業の予習・復習や平素の勉強の拠点となっている。

また、本研究科修了生で司法試験準備のため自習室のキャレルの使用を希望する者に対しては、「司法試験準備生」という名称で、在学生分を差し引いた残りのキャレルについて、費用徴収の上、一定期間、使用を認めている。

(3) 本研究科の図書室は、利用しやすい環境にある。図書室が自習室と同じフロアにあること、平日の夜間や土曜日、日曜日にも開室していること、研究や教育に必要な図書及び資料が十分に整備されていること、豊富な専門知識を持った図書担当の職員が利用者に適切に対応していることなどから、本研究科の図書室は充実しているといえる。

2 改善を要する点

(1) 本研究科の学生同士のグループ学習のための場所としては、教員・学生交流ラウンジ、共同学習室、学生談話室が用意されているが、特に期末試験前になると、満席となることもあり、利用を希望しても必ずしも利用できるとは限らない状況にある。そこで、学生同士の自主的なグループ学習のための場所を拡充する必要がある。

(2) 本研究科の図書室は、数年以内に図書・資料を所蔵するスペースが足りなくなるおそれがある。そこで、図書室のスペースを拡充する必要がある。なお、暫定措置として、学内の図書室と重複する雑誌やデータベースで閲覧可能な雑誌について購入の中止、旧版や複数所蔵図書の除籍、書架の増設等の方策を、とりあえず検討中である。

法科大学院認証評価 自己評価書 別添資料一覧

資料番号	資料名称
1	2009 同志社大学法科大学院パンフレット 【パンフレット】
2	2008 大学院履修要項
3	2008年度同志社大学大学院司法研究科時間割（2008年度生）
4	同志社大学大学院学則
5	同志社大学専門職大学院学則
6	同志社大学法科大学院学則
7	同志社大学学位規程
8	2009年度大学院入学試験要項 司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程 【2009年度 入学試験要項】
9	同志社大学法科大学院ウェブサイト<同志社大学法科大学院の特色>
10	同志社大学法科大学院ウェブサイト<カリキュラム概要（2007年度以降生）>
11	国際的視野と判断力をもつ法律家の養成 一同志社大学法科大学院の取り組み一 VOL. 2
12	同志社大学ウェブサイト<成績評価結果の公表>検索例
13	2009年度同志社大学大学院案内
14	司法研究科合格者向けガイダンスについて（ご案内），同プログラム/ 入学予定者向けガイダンスについて（ご案内），同プログラム
15	2008年度司法研究科 オリエンテーション・登録関係日程表（2008年度生） / 2008年度登録袋封入書類一覧表（司法研究科）
16	法情報調査入門（講義資料）
17	「刑事訴訟実務の基礎」受講前準備事項の連絡（ガイダンス資料）
18	「民事訴訟実務の基礎」スケジュール予定 / レポート指示書
19	休講補講一覧表（2008年度・2007年度）
20	同志社大学法科大学院ウェブサイト<実務家のための聴講の手引>
21	2008年度司法研究科 授業内容等について
22	集中講義日程表（2008年度・2007年度）
23	成績評価について（お願い）（科目担当教員向け依頼文書）
24	クレーム・コミッティ制度に関する申合せ
25	2007年度秋学期末試験の「出題意図・講評」・「参考答案」の公開について/ 講評フォーム
26	2007年度（春学期・秋学期）期末試験実施要領/ 学期末試験上の注意
27	2007年度（春学期・秋学期）レポート試験実施要領/ Eメール（電子メール）によるレポート提出要領について
28	2007年度秋学期最終成績と素点との対応表（再評価）
29	関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書についての覚書
30	Doshisha University Law School 2008 入試問題 【2008 入試問題】 / 同志社大学法科大学院ウェブサイト<過去の入試問題>
31	同志社大学大学院司法研究科FD委員会規則/ 司法研究科 FD委員会 開催状況
32	2008年度 司法研究科内の各種委員会委員等
33	複数教員が担当する科目の事前打合せの資料（例：刑法総合演習）
34	スタッフセミナー等開催状況
35	2007年度 授業に関するアンケート（用紙） / 2007年度秋学期「授業に関するアンケート」について（科目担当者向けコメント依頼文書） / 学生による授業評価アンケート集計結果（2007年度春学期・秋学期）
36	授業傍聴一覧表（2008年度・2007年度） / 2008年度授業傍聴報告書内容
37	平成16年度「法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム」申請書 (国際的視野と判断力をもつ法律家の養成)

法科大学院認証評価 自己評価書 別添資料一覧

資料番号	資料名称
38	司法研究科 シンポジウム等参加状況
39	同志社大学司法研究科入試実行委員会規則
40	2008年度第2回司法研究科教授会記録（抄）
41	2008年度 司法研究科 入試要項・パンフレット等配布状況
42	同志社大学法科大学院ウェブサイト＜入試要領＞
43	2007年度大学院入学試験要項 司法研究科法務専攻（法科大学院）専門職学位課程
44	同志社大学法科大学院ウェブサイト＜2008年度入学試験合格者向け「入学までの授業準備について」＞
45	司法研究科2008年度選択科目説明会スケジュール/ 2008年度司法研究科選択科目個別相談
46	選択科目・課外科目説明会資料（「模擬裁判」についての説明）
47	司法研究科 専任教員 オフィスアワー（2008年度春学期）
48	アカデミック・アドバイザー依頼状
49	同志社大学ティーチング・アシスタントに関する内規/ ティーチング・アシスタント（TA）実施要領
50	同志社大学スクーデント・アシスタントに関する申合せ/ スクーデント・アシスタント（SA）実施要領
51	2008年度 修了生による教育補助業務に関する実施要領/ 2008年度 修了生による教育補助業務に関する実施細則
52	同志社大学大学院司法研究科奨学生規程/ 同志社大学大学院司法研究科奨学生規程細則
53	同志社大学大学院司法研究科貸与奨学生規程/ 同志社大学大学院司法研究科貸与奨学生規程細則
54	同志社大学法科大学院ウェブサイト ＜学費・奨学生＞
55	日本学生支援機構大学院奨学生選考基準/ 2008年度日本学生支援機構奨学生候補者選考の基準について（抜粋）
56	同志社大学ウェブサイト＜奨学生手続最新情報＞
57	同志社大学ウェブサイト＜厚生館保健センター＞
58	同志社大学ウェブサイト＜カウンセリング＞
59	キャンパス・ハラスメント防止のために
60	同志社大学ウェブサイト＜キャンパス・ハラスメントの防止＞
61	同志社大学 障がい学生支援制度の基本方針
62	案内パンフレット＜2008＞障がい学生支援制度/ 教職員のためのガイド＜2008＞障がい学生支援制度
63	支援活動の内容・種類 / 障がい学生支援制度
64	同志社大学ウェブサイト＜障がい学生支援制度＞
65	同志社大学ウェブサイト＜身障者用施設MAP 今出川校地＞
66	企業法務に関する説明会案内
67	同志社大学ウェブサイト＜キャリアセンター案内＞
68	平成19年度「専門職大学院等教育推進プログラム」申請書 (全国法曹キャリア支援プラットフォーム)
69	「ジュリナビ」ウェブサイト
70	同志社大学法科大学院ウェブサイト＜教員紹介＞例
71	同志社大学大学院教員任用内規
72	同志社大学教員任用規程
73	同志社大学大学院司法研究科教授会における人件審議に関する内規
74	司法研究科教授会における兼担教員・兼任教員の基準および手続きに関する申し合わせ
75	同志社大学大学院司法研究科教授会における客員教員・嘱託講師の任用・委嘱に関する内規

法科大学院認証評価 自己評価書 別添資料一覧

資料番号	資料名称
76	同志社大学客員教員規程
77	同志社在外研究員規程/ 同志社大学在外研究員内規
78	同志社大学国内研究員規程
79	司法研究科 カリキュラム委員会 開催状況
80	同志社大学職員研修内規
81	職員研修参加状況一覧表/ 同志社大学職員研修体系
82	同志社大学予算委員会内規
83	司法研究科に関する主な特定事業予算（2008年度）
84	2007年度 司法研究科 事業別決算
85	2008年度 司法研究科 事業別予算
86	同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現状と課題 －2004年4月～2007年1月－
87	同志社大学法科大学院ウェブサイト<同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の現況>
88	同志社大学大学院司法研究科自己点検・評価委員会規則
89	2006年度第16回司法研究科教授会記録（抄）
90	同志社大学大学院司法研究科（法科大学院）の教育活動等に関する重要事項の公表状況
91	同志社大学ウェブサイト<大学基礎データ集>
92	同志社大学文書取扱基準/ 部課別文書保存年限表（司法研究科）
93	寒梅館図面/司法研究科内線番号表
94	同志社大学ウェブサイト<DUET>
95	同志社大学ウェブサイト<「e-class」同志社大学e-learning system>
96	同志社大学法科大学院 司法研究科図書室スタッフ取得資格
97	同志社大学法科大学院 司法研究科図書室スタッフ参加研修一覧
98	同志社大学法科大学院 司法研究科図書室作成資料/ <例>図書室だより第15号
99	司法研究科 図書関連予算（2008年度）

※ 【 】内は自己評価書本文で使用した略称